第１部

総　論

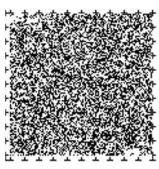

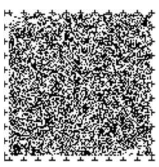

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の背景と趣旨

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった様々な生活の場面において、支え合いの機能が効果的に機能してきました。

しかし、急激な高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場など、人々の生活領域における支え合いの仕組みが従来にくらべて弱まってきている状況が懸念されています。

さらに、人口減少の波は働き手の減少を招き、福祉の担い手の減少も例外ではない状況です。このような社会背景の急激な変容は、誰もが参加して地域社会全体を支えていくことの重要性を、これまで以上に高めています。

社会保障制度は、従来、社会に様々な変化が生じる過程において、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まったことに対応して、高齢者、障害者、子どもなどの対象者ごとに、また、生活に必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実を図ってきました。

とりわけ障害者福祉制度においては、あらゆる分野の活動に参加するために極めて重要である情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため、令和４年５月に障害者情報アクセシビリティ[1]・コミュニケーション施策推進法が施行され、令和５年３月に策定された国の障害者基本計画（第５次）には、「アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進」を計画の各分野に共通する横断的視点とし、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合う共生社会の実現を図るための取組を推進することが明記されました。

こうした社会背景や制度の変遷をうけ、本市においては、地域共生社会の体制整備に向けて、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会を目指し、「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第７期）・坂戸市障害児福祉計画（第３期）」を策定いたしました。

[1] 情報アクセシビリティ：「アクセシビリティ」は、「接近すること」や「交通の便」などを意味する「アクセス」から派生した言葉で、「接近しやすさ」、「利用のしやすさ」のこと。情報アクセシビリティとは、情報を得たり利用したりすることのしやすさを意味する。

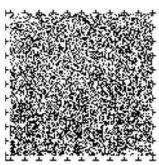

２．計画の位置付け

（１）計画の根拠法令

本計画の根拠法令は以下に示すとおりです。

計画名	根拠法令	計画の性格
坂戸市障害者計画	障害者基本法[2] 第 11 条第３項	今後の障害者施策の基本方向を定めるとともに、市民や関係機関・企業・団体などの活動の指針を示す計画
坂戸市障害福祉計画 （第７期）	障害者総合支援法[3] 第 88 条第１項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
坂戸市障害児福祉計画 （第３期）	児童福祉法[4] 第 33 条の 20 第１項	各年度における、障害児を対象とした通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

（２）計画の位置付け

本プランは、国や埼玉県が策定した関連計画及び「第７次坂戸市総合計画」をはじめ、市が策定した各種の計画と整合・連携し、今後、市が取り組むべき障害者施策の基本方向を定めた総合的な計画です。

また、同時に、市民や事業者、各種団体などが自主的、積極的かつ計画的な活動を行うための指針となるものです。

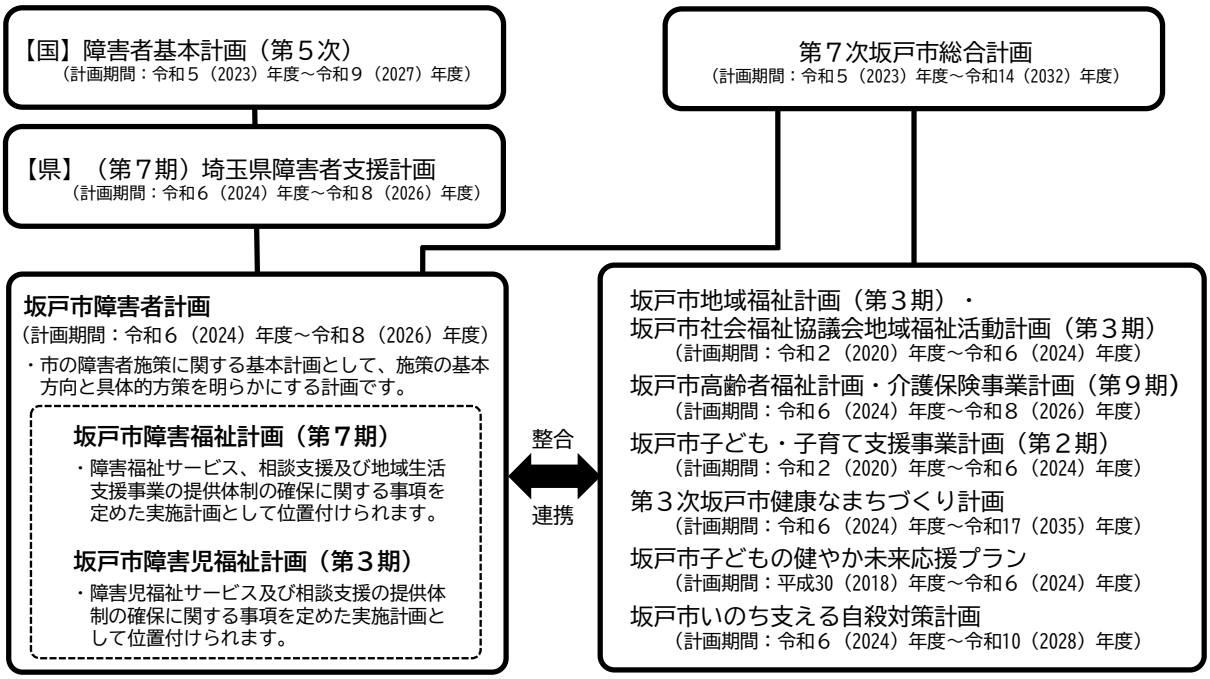

[2] 障害者基本法:障害者に関する最も基本となる法律で、障害者の自立及び社会参加を支援するための施策についての基本的な理念を定め、国及び地方公共団体等が取り組むべき責務を明らかにしている。

[3] 障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律):障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、必要な障害福祉サービスを総合的に行い、障害の有無にかかわらず、すべての人が尊重され安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的としている。

[4] 児童福祉法:児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

３．計画の基本理念

－ 目標像 －

「住み慣れた地域でともに豊かに生きるまち」をめざして

市には、障害のある人やない人、子どもからお年寄り、日本人や外国籍の人など、様々な人が暮らしており、そうしたすべての人が、等しく選択の機会をもち地域社会で包容される共生社会を皆で作り上げていくことが、ますます重要となっています。

本市では、「支え合う」という意識を広めるため、これまで子ども・子育て世帯の支援や高齢者福祉、障害者福祉、多文化共生などに関する取組を進めてきました。しかし、とりわけ障害のある人は、いまだに就労や教育、外出などさまざまな場面で、多くの不安や不都合を感じながら生活しているのが実情といえます。

障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に、社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。これは、行政だけでなく市民、企業、各種団体等が、共通理解の下にそれぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより、初めて実現できるものです。

本計画の基本理念として掲げたこの目標像～住み慣れた地域でともに豊かに生きるまち～は、令和３年３月に策定された「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第６期）・坂戸市障害児福祉計画（第２期）」の目標像でもあります。この目標像を、「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第７期）・坂戸市障害児福祉計画（第３期）」においても継承し、社会の構成員全員で障害のある人を取り巻く様々な問題の解決にさらに力を入れて取り組みます。その先には、障害のある人のみならず、すべての市民が安心して生き生きと暮らすことのできる坂戸市が待っています。

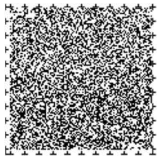

４．計画の期間

本計画は令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までの３年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、法律や指針、社会情勢等に大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

５．計画の対象者

本計画では、障害者基本法第２条で以下のとおり「障害者」と定義された人を施策の対象とします。ただし、具体的な福祉サービス等の対象となる障害のある人の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

> 障害者基本法第２条
> （定義）
> この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
> 一　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

また、すべての市民が尊重され安心した暮らしができる共生社会づくりを推進する本計画では、すべての市民が計画の対象者です。

６．計画の策定体制

本計画の策定は、障害のある人やその家族、関係団体等のご意見を的確に計画に反映させることを基本とするため、以下に示すアンケート調査や市民コメント等を実施するとともに、審議会や庁内推進会議を設置し、計画や施策の内容に関する審議をいただきました。

体 制	内 容
坂戸市障害者計画等審議会	障害者団体の代表者、福祉・医療・教育等に関連する職務従事者及び公募に応じた一般市民等から構成された審議会であり、本計画の策定に必要な審議を実施し、結果を計画に反映させています。
坂戸市障害者計画等庁内推進会議	庁内関係課職員から構成された会議体であり、本計画の策定にあたって必要な事項の検討を行いました。
障害者福祉に関するアンケート	計画策定の基礎資料とするため、障害のある人や難病患者の生活状況や意見・要望を把握するためのアンケート調査で、本計画の策定のための課題の抽出などを行い、結果を計画に反映させています。
計画素案に対する市民コメント	本計画（素案）の内容について広く市民の意見を募集するため、坂戸市市民参加条例第14条に基づいて実施し、得られた市民コメントを、適宜計画に反映させています。

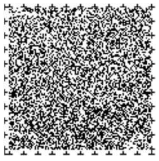

７．計画の推進

（１）計画の推進・フォロー体制

本計画は、障害福祉サービスに加え、保健・医療、社会参加、就労、療育・教育、まちづくり、理解と交流、権利擁護など、幅広い内容を含む計画であることから、計画の推進にあたっては、様々な関連分野が加わり、総合的に施策を推進する必要があります。

そのため、庁内においては関係各部署による推進会議等を通じて部署間の連携強化と全庁的な取組を図るとともに、障害者関係団体を含む「市民参加」の体制で計画の推進にあたります。

さらに、広域的な視点による展開が望ましい施策や事業については、埼玉県・近隣市町・社会福祉協議会をはじめとする民間団体との連携のもとで推進していきます。

（２）計画の達成状況の点検と評価

本計画の期間中は、各種施策の進捗状況やサービスの見込量等の達成状況を毎年点検・評価し、その結果に基づいて翌年度の施策の見直しを行う「ＰＤＣＡサイクル」を実施します。

また、庁内推進会議、障害者計画等審議会を毎年度開催し、計画の進捗状況や達成状況に関する評価結果を、公開します。

第２章　障害のある人をめぐる状況

１．障害者手帳所持者数の状況

本市の障害者手帳所持者の総数は年々増加しており、令和４年度には 4,408 人と、平成 24 年度から 714 人（19.3%）の増加となっています。手帳の種類別では、身体障害者手帳所持者数が 2,714 人で全体の 61.6%を占めて最も多く、次いで精神障害者保健福祉手帳所持者数が 919 人（20.8%）、療育手帳所持者数が 775 人（17.6%）の順となっています。

平成 24 年度以降、精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸びが顕著な一方、身体障害者手帳所持者数は、平成 28 年度をピークに、ゆるやかな減少傾向にあります。

【障害者手帳所持者数の推移】

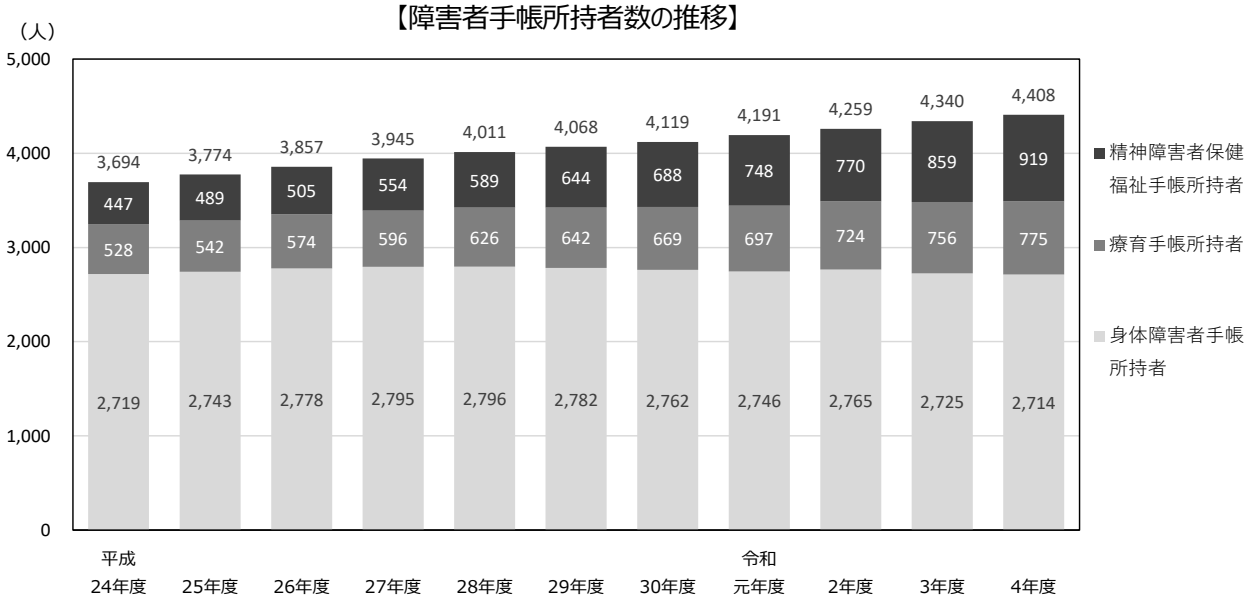

	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
身体障害者手帳所持者	2,719	2,743	2,778	2,795	2,796	2,782	2,762	2,746	2,765	2,725	2,714	1.00	0.98
療育手帳所持者	528	542	574	596	626	642	669	697	724	756	775	1.47	1.21
精神障害者保健福祉手帳所持者	447	489	505	554	589	644	688	748	770	859	919	2.06	1.43
総数	3,694	3,774	3,857	3,945	4,011	4,068	4,119	4,191	4,259	4,340	4,408	1.19	1.08

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

２．身体障害者手帳所持者の状況

（１）障害等級別

本市の令和４年度の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、１級が 929 人で全体の 34.2%を占めて最も多く、次いで４級が 626 人（23.1%）、２級が 430 人（15.8%）となっています。

平成 24 年度以降、等級ごとの実人数と全体に占める割合について年による増減はありますが、概ね安定した推移となっています。

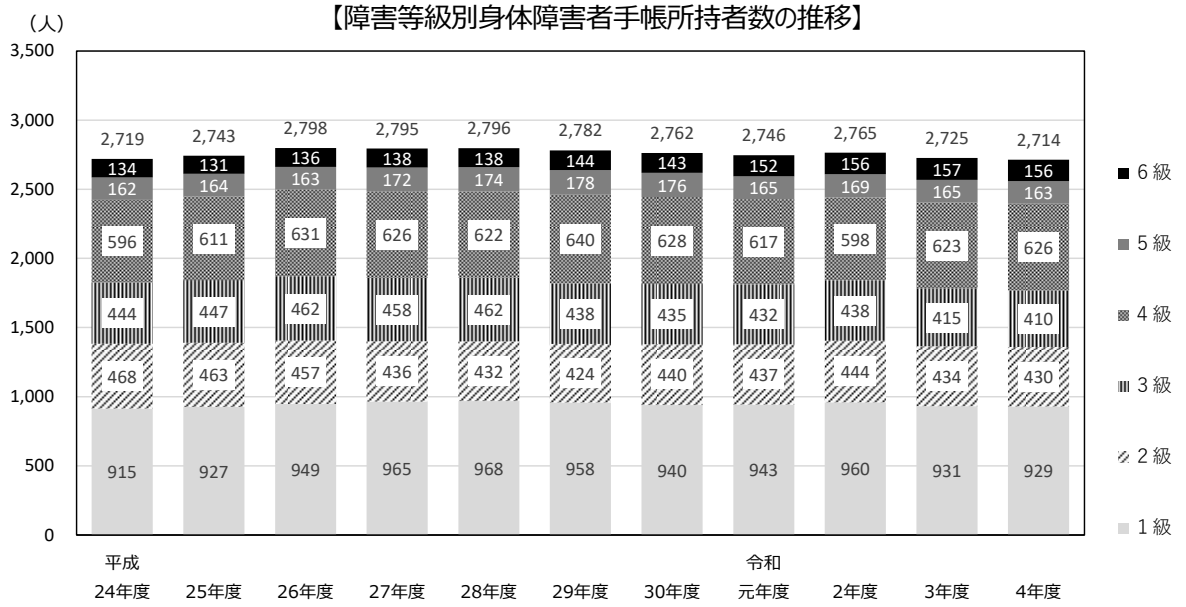

	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
１級	915	927	949	965	968	958	940	943	960	931	929	1.02	0.97
２級	468	463	457	436	432	424	440	437	444	434	430	0.92	1.01
３級	444	447	462	458	462	438	435	432	438	415	410	0.92	0.94
４級	596	611	631	626	622	640	628	617	598	623	626	1.05	0.98
５級	162	164	163	172	174	178	176	165	169	165	163	1.01	0.92
６級	134	131	136	138	138	144	143	152	156	157	156	1.16	1.08
総数	2,719	2,743	2,798	2,795	2,796	2,782	2,762	2,746	2,765	2,725	2,714	1.00	0.98

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

（2）障害種類別

本市の令和４年度の身体障害者手帳所持者数を障害種類別にみると、肢体不自由が1,247人で全体の45.9%を占めて最も多く、次いで内部障害が982人（36.2%）、聴覚・平衡機能障害が251人（9.2%）となっています。

平成24年度以降、肢体不自由が減少傾向である一方、内部障害は年々増加しています。

【障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移】

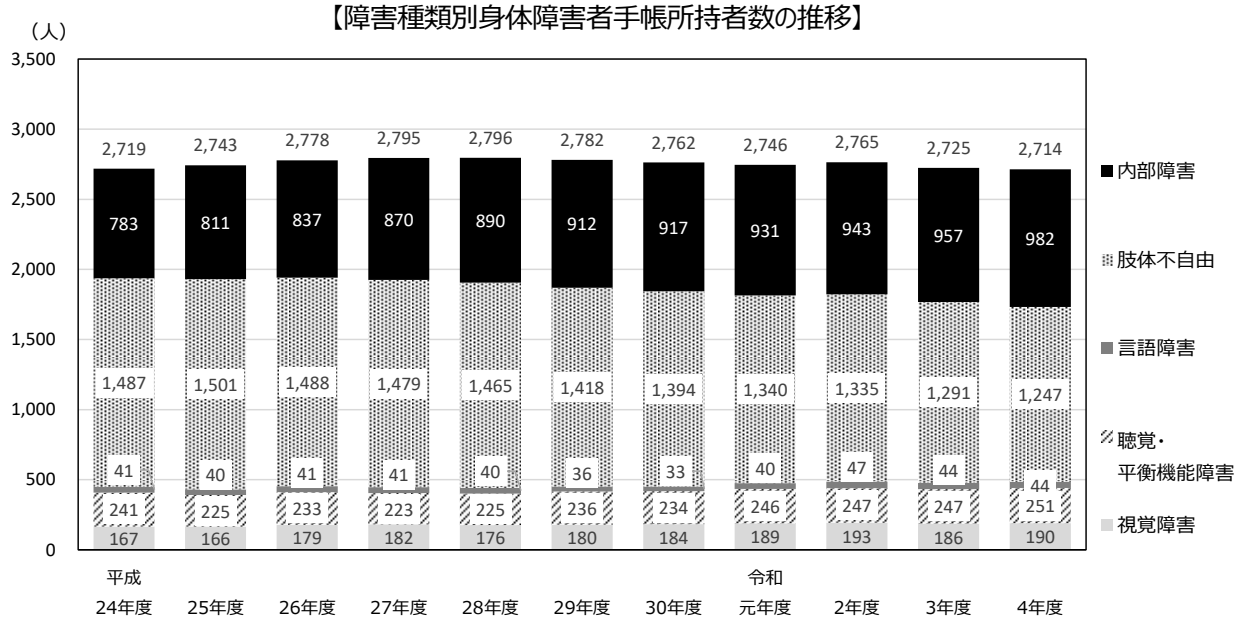

	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
視覚障害	167	166	179	182	176	180	184	189	193	186	190	1.14	1.06
聴覚・平衡機能障害	241	225	233	223	225	236	234	246	247	247	251	1.04	1.06
言語障害	41	40	41	41	40	36	33	40	47	44	44	1.07	1.22
肢体不自由	1,487	1,501	1,488	1,479	1,465	1,418	1,394	1,340	1,335	1,291	1,247	0.84	0.88
内部障害	783	811	837	870	890	912	917	931	943	957	982	1.25	1.08
総数	2,719	2,743	2,778	2,795	2,796	2,782	2,762	2,746	2,765	2,725	2,714	1.00	0.98

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

（3）年代別

本市の令和４年度の身体障害者手帳所持者数を年代別にみると、75 歳以上が 1,329 人で全体のほぼ半数（49.0%）を占めています。65～74 歳は 585 人（21.6%）、40～64 歳が 624 人（23.0%）となっています。

平成 25 年度以降、75 歳以上の所持者数が年々増加する一方、65～74 歳の年代は、年々減少しています。

【年代別身体障害者手帳所持者数の推移】

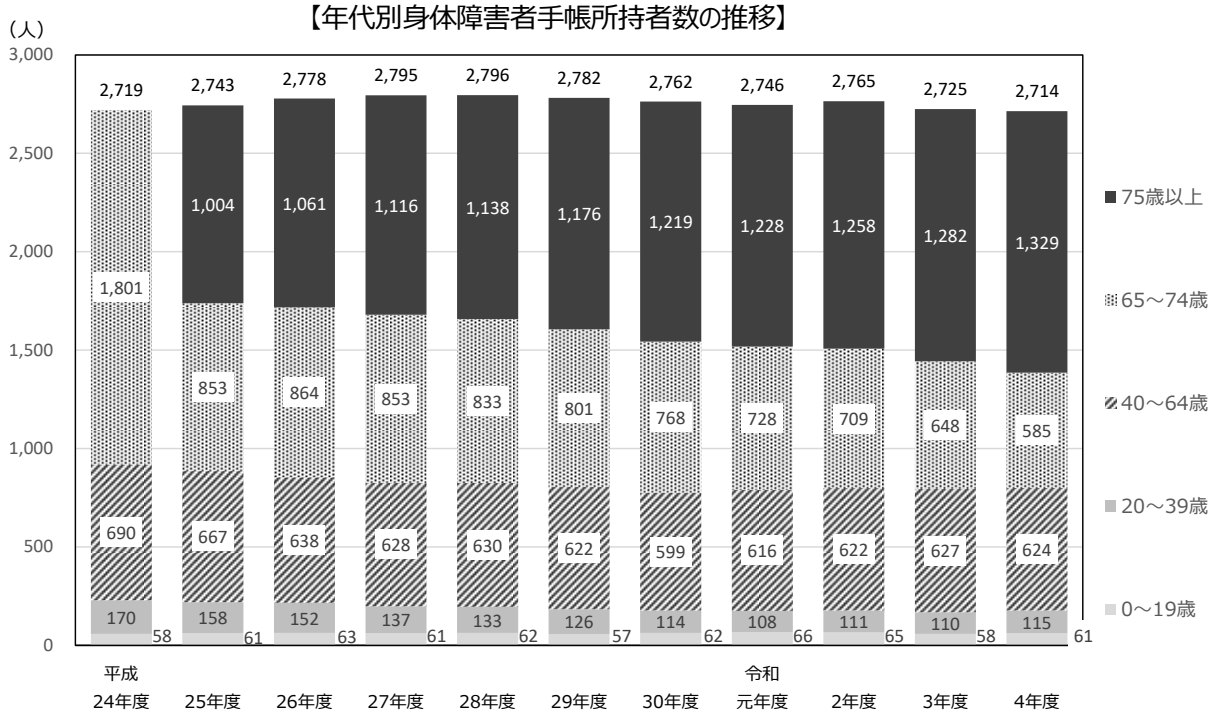

	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
0～5歳	13	14	8	8	11	10	11	11	12	12	9	0.69	0.90
6～11歳	19	17	23	23	25	20	23	22	19	15	19	1.00	0.95
12～14歳	11	12	10	9	5	12	11	16	14	15	14	1.27	1.17
15～17歳	12	15	12	9	12	10	10	6	12	11	15	1.25	1.50
18～19歳	3	3	10	12	9	5	7	11	8	5	4	1.33	0.80
20～39歳	170	158	152	137	133	126	114	108	111	110	115	0.68	0.91
40～64歳	690	667	638	628	630	622	599	616	622	627	624	0.90	1.00
65～74歳	1,801	853	864	853	833	801	768	728	709	648	585	1.06	0.73
75歳以上		1,004	1,061	1,116	1,138	1,176	1,219	1,228	1,258	1,282	1,329		1.13
総数	2,719	2,743	2,778	2,795	2,796	2,782	2,762	2,746	2,765	2,725	2,714	1.00	0.98

※平成 24（2012）年度は 65 歳以上でまとめられています。

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

３．療育手帳所持者の状況

（１）障害程度別

本市の令和４年度の療育手帳所持者数を障害程度別にみると、軽度Ｃが 260 人で全体の 33.5%を占めて最も多く、次いで中度Ｂが 217 人(28.0%)、重度Ａが 171 人(22.1%)となっています。

平成 24 年度以降、すべての障害程度で手帳所持者数は増加傾向にあり、なかでも軽度Ｃと中度Ｂについては、平成 24 年に対する令和４年度の手帳所持者数が、それぞれ 1.76 倍、1.46 倍となっています。

【障害程度別療育手帳所持者数の推移】

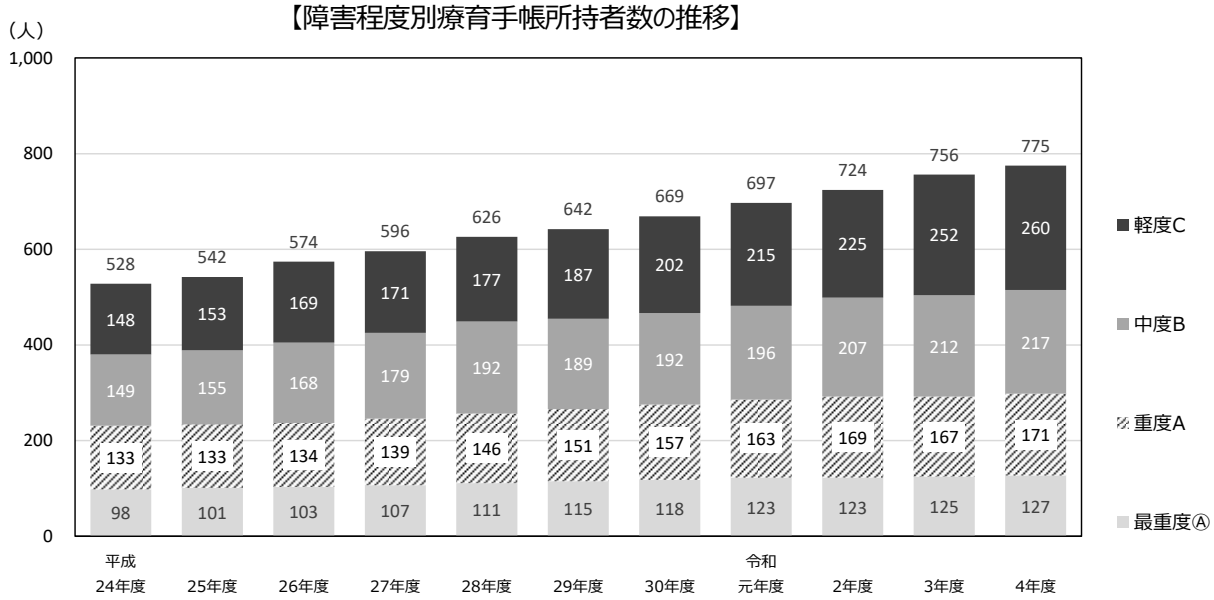

	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
最重度Ⓐ	98	101	103	107	111	115	118	123	123	125	127	1.30	1.10
重度A	133	133	134	139	146	151	157	163	169	167	171	1.29	1.13
中度B	149	155	168	179	192	189	192	196	207	212	217	1.46	1.15
軽度C	148	153	169	171	177	187	202	215	225	252	260	1.76	1.39
総数	528	542	574	596	626	642	669	697	724	756	775	1.47	1.21

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

（2）年代別

本市の令和４年度の療育手帳所持者数を年代別にみると、20～64 歳が 525 人で全体の 67.7%を占めています。

平成 24 年度以降の推移をみると、18～19 歳と 40～64 歳の年代の増加が大きく、令和４年度の手帳所持者数は、いずれも平成 24 年度の２倍となっています。

【年代別療育手帳所持者数の推移】

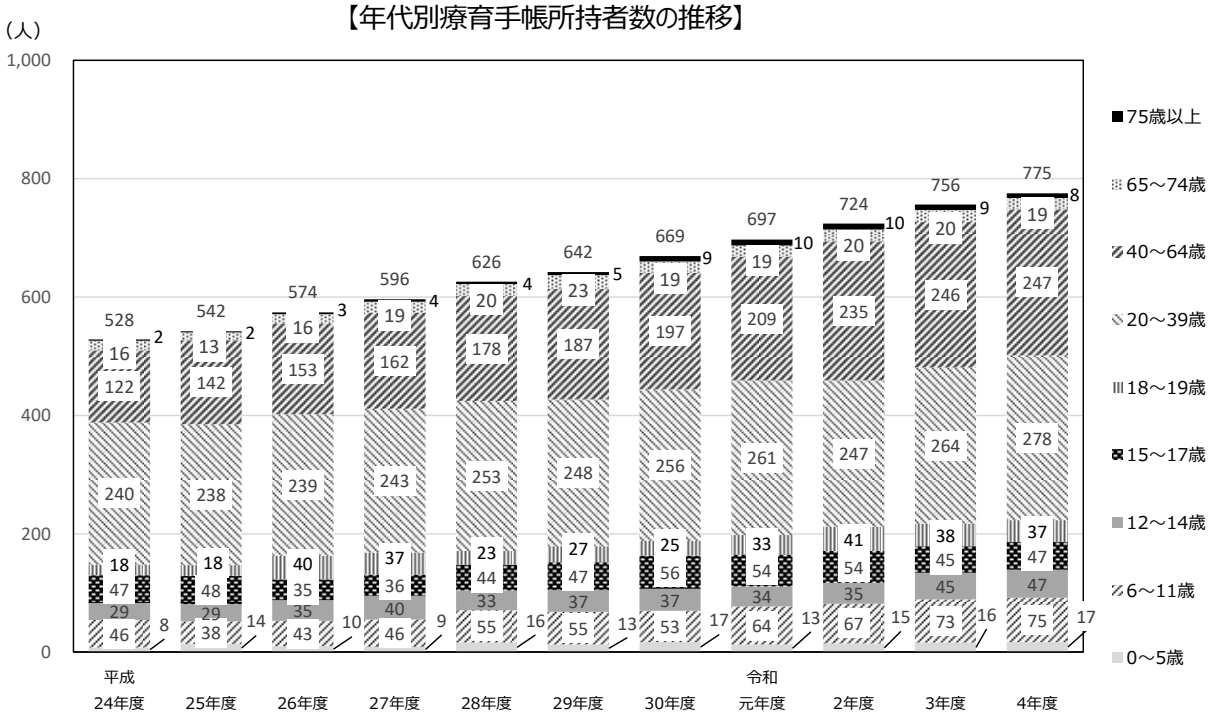

	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
0～5歳	8	14	10	9	16	13	17	13	15	16	17	2.13	1.31
6～11歳	46	38	43	46	55	55	53	64	67	73	75	1.63	1.36
12～14歳	29	29	35	40	33	37	37	34	35	45	47	1.62	1.27
15～17歳	47	48	35	36	44	47	56	54	54	45	47	1.00	1.00
18～19歳	18	18	40	37	23	27	25	33	41	38	37	2.06	1.37
20～39歳	240	238	239	243	253	248	256	261	247	264	278	1.16	1.12
40～64歳	122	142	153	162	178	187	197	209	235	246	247	2.02	1.32
65～74歳	16	13	16	19	20	23	19	19	20	20	19	1.19	0.83
75歳以上	2	2	3	4	4	5	9	10	10	9	8	4.00	1.60
総数	528	542	574	596	626	642	669	697	724	756	775	1.47	1.21

資料：埼玉県総合リハビリテーションセンター（各年度末現在）

４．精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

（１）障害等級別

本市の令和４年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数を障害程度別にみると、２級が 550 人で全体の 59.8%を占めて最も多く、次いで３級が 301 人（32.8%）、１級が 68 人（7.4%）となっています。

平成 24 年度以降の推移をみると、すべての等級が増加傾向にあり、平成 24 年に対する令和４年度の手帳所持者数はいずれの等級も２倍を超えています。

【障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

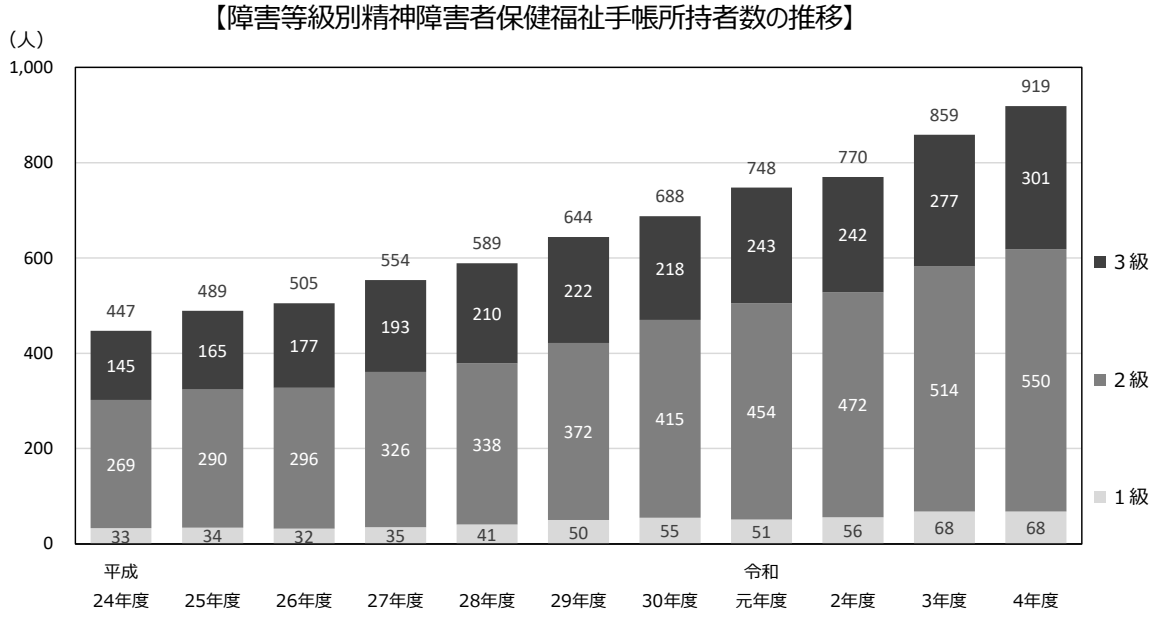

	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
１級	33	34	32	35	41	50	55	51	56	68	68	2.06	1.36
２級	269	290	296	326	338	372	415	454	472	514	550	2.04	1.48
３級	145	165	177	193	210	222	218	243	242	277	301	2.08	1.36
総数	447	489	505	554	589	644	688	748	770	859	919	2.06	1.43

資料：埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

（2）年代別

本市の令和４年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数を年代別にみると、40～64 歳が 489 人で全体の 53.2%を占めています。

平成 24 年度以降の推移をみると、すべての年代が増加傾向にあり、平成 24 年度に対する令和４年度の手帳所持者数は、20～39 歳で 1.68 倍、他の年代はいずれも２倍前後となっています。

【年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

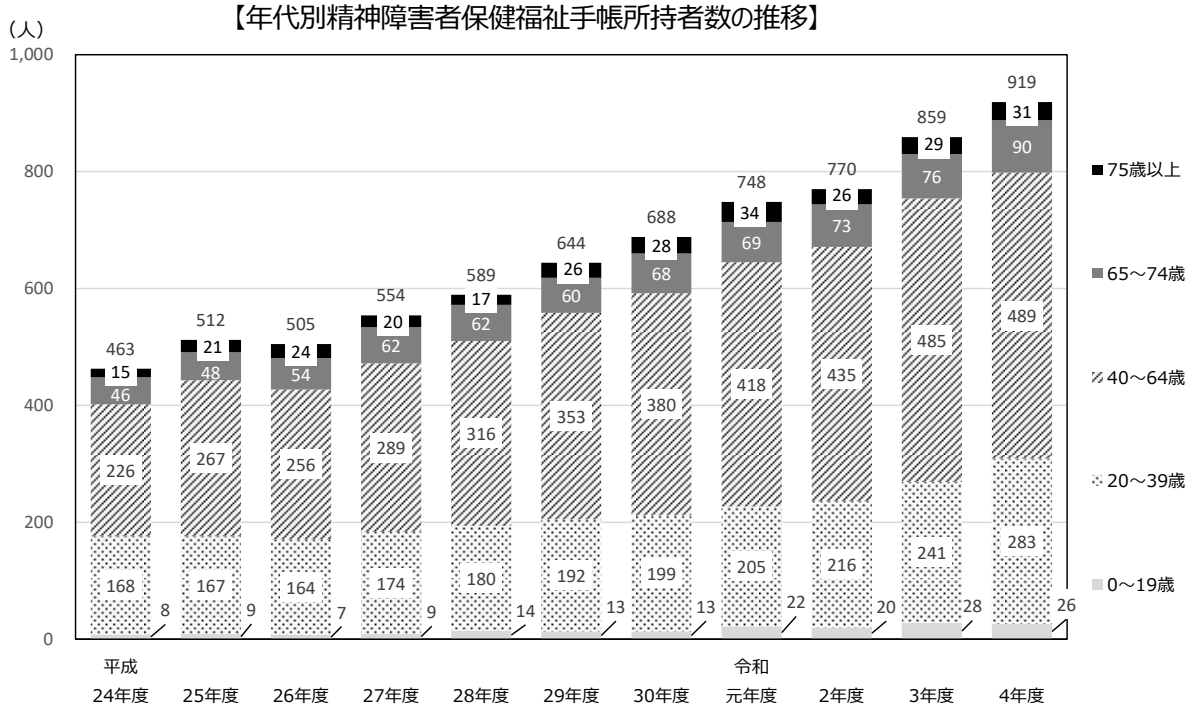

	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
0～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	―	―
6～11歳	1	1	1	2	2	2	2	3	3	5	5	5.00	2.50
12～14歳	1	0	1	2	5	5	5	4	3	4	4	4.00	0.80
15～17歳	1	3	1	2	2	2	5	10	8	10	4	4.00	2.00
18～19歳	5	5	4	3	5	4	1	5	6	9	13	2.60	3.25
20～39歳	168	167	164	174	180	192	199	205	216	241	283	1.68	1.47
40～64歳	226	267	256	289	316	353	380	418	435	485	489	2.16	1.39
65～74歳	46	48	54	62	62	60	68	69	73	76	90	1.96	1.50
75歳以上	15	21	24	20	17	26	28	34	26	29	31	2.07	1.19
総数	463	512	505	554	589	644	688	748	770	859	919	1.98	1.43

資料：平成 24（2012）～25（2013）年度：坂戸市

平成 26（2014）～令和４（2019）年度：埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

（3）自立支援医療（精神通院医療）[5]受給者数

本市の自立支援医療（精神通院医療）受給者数は年々増加しており、令和４年度には1,637人と、平成24年度に対して1.7倍となっています。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

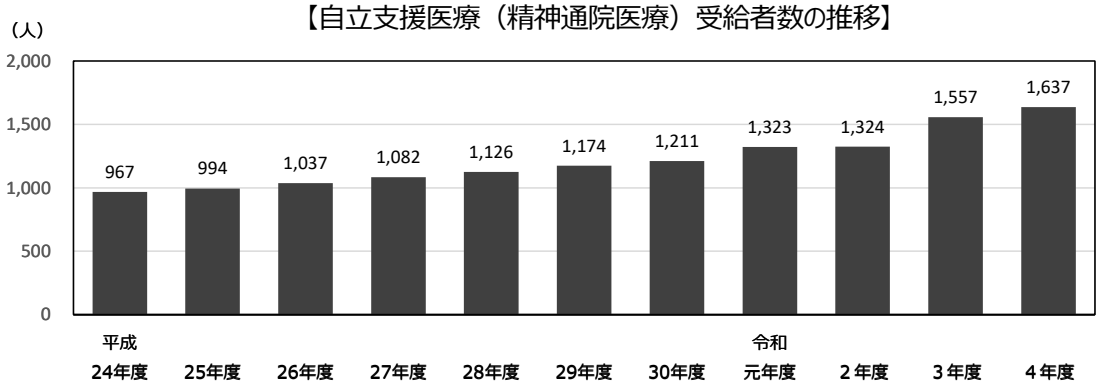

	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
受給者数	967	994	1,037	1,082	1,126	1,174	1,211	1,323	1,324	1,557	1,637	1.69	1.39

資料：埼玉県立精神保健福祉センター（各年度末現在）

[5] 自立支援医療(精神通院医療)：精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。

5．難病患者の状況

（1）指定難病特定医療費[6]受給者数

本市の指定難病特定医療費受給者数は、平成 24 年度以降、年により増減はありますが、全体としては増加傾向にあり、令和４年度には 772 人となっています。

【指定難病特定医療費受給者数の推移】

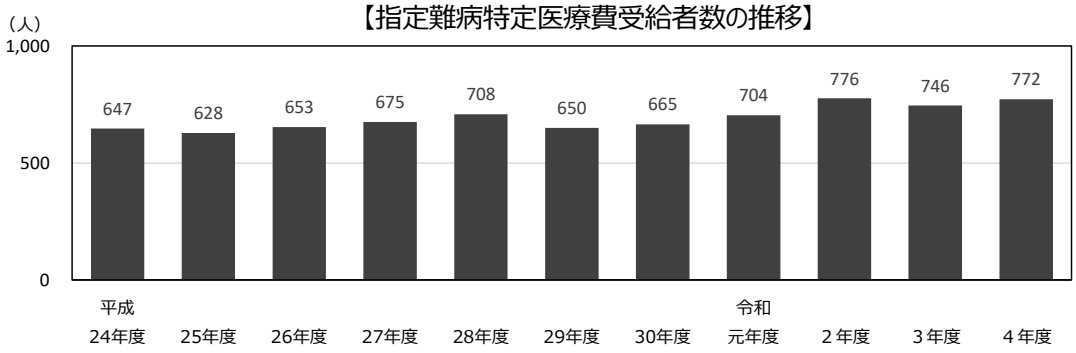

	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
受給者数	647	628	653	675	708	650	665	704	776	746	772	1.19	1.19

資料：坂戸保健所（各年度末現在）

（2）小児慢性特定疾病医療費[7]受給者数

本市の小児慢性特定疾病医療費受給者数は、平成 27 年度から 30 年度までは 110 人台、令和元年度から令和３年度まで 120 人以上でしたが、令和４年度には 107 人と前年度よりも 19 人減少しました。

【小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移】

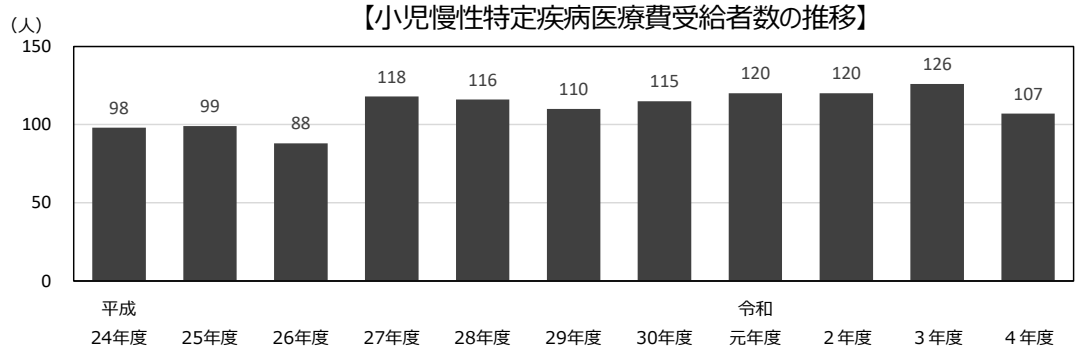

	年度											増加率	
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	令和4年	平成24年度比	平成29年度比
受給者数	98	99	88	118	116	110	115	120	120	126	107	1.09	0.97

資料：坂戸保健所（平成 28（2016）年度までは各年度末現在、平成 29（2017）年度以降は年度途中の値）

[6] 指定難病特定医療費：難病法に基づき厚生労働大臣が定める指定難病について、その治療に係る医療費の一部を助成する制度。

[7] 小児慢性特定疾病医療費：小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の一部を助成する制度。

6．障害のある児童・生徒の状況

（1）公立小学校・中学校の特別支援学級[8]の児童・生徒数

令和５年度に本市の公立小学校の特別支援学級に在籍する児童数は 228 人、公立中学校の特別支援学級に在籍する生徒数は 63 人となっています。

平成 24 年度以降、児童数・生徒数とも増加傾向にありますが、児童数については平成 30 年度から、生徒数については令和２年度から、対前年の増加数が大きくなっています。

【公立小学校特別支援学級数と児童数の推移】

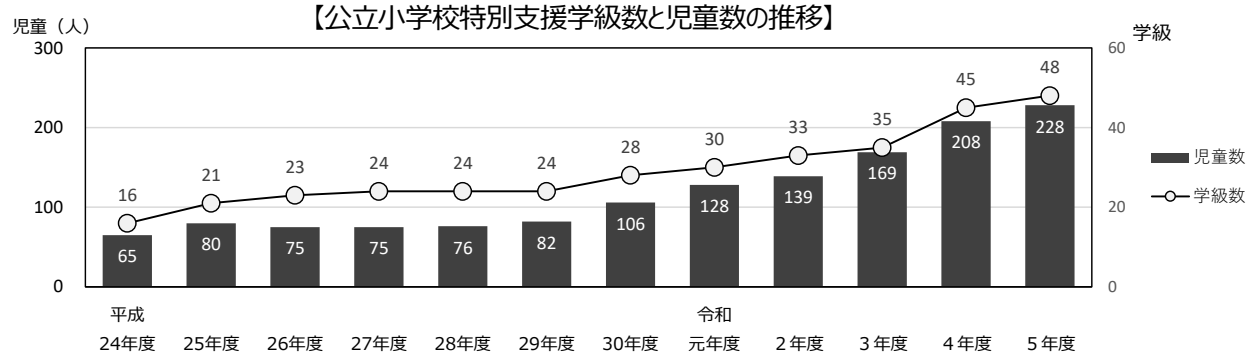

	年度											
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
学級数	16	21	23	24	24	24	28	30	33	35	45	48
児童数	65	80	75	75	76	82	106	128	139	169	208	228

【公立中学校特別支援学級数と生徒数の推移】

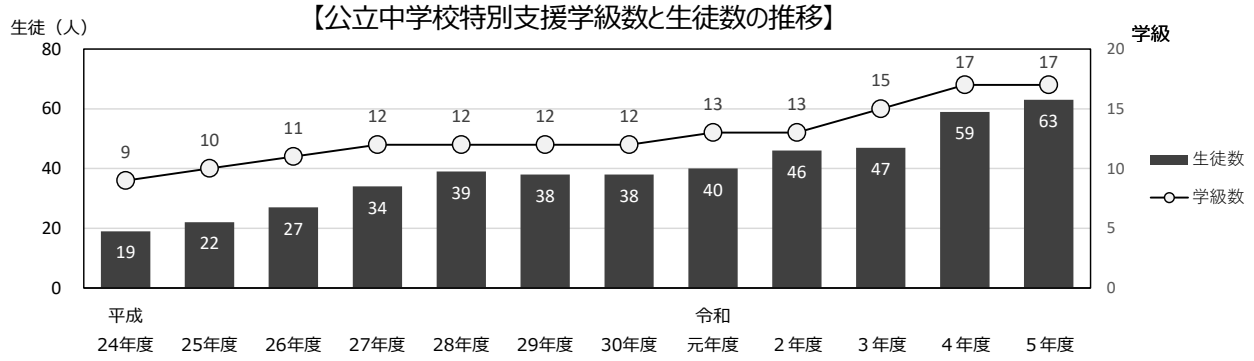

	年度											
	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
学級数	9	10	11	12	12	12	12	13	13	15	17	17
生徒数	19	22	27	34	39	38	38	40	46	47	59	63

資料：坂戸市（平成 24（2012）年度：４月６日現在、平成 25（2013）～令和５（2023）年度：５月１日現在）

[8] 特別支援学級：小学校、中学校において、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者にあたる児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

（２）特別支援学校[9]の児童・生徒数

特別支援学校に在籍する本市の児童数、生徒数は令和５年度において高等部が 41 人、小学部が 32 人、中学部が 27 人となっています。

平成 27（2015）年度からの推移をみると、中学部で令和２年度以降増加が続いています。

【特別支援学校の児童･生徒数の推移】

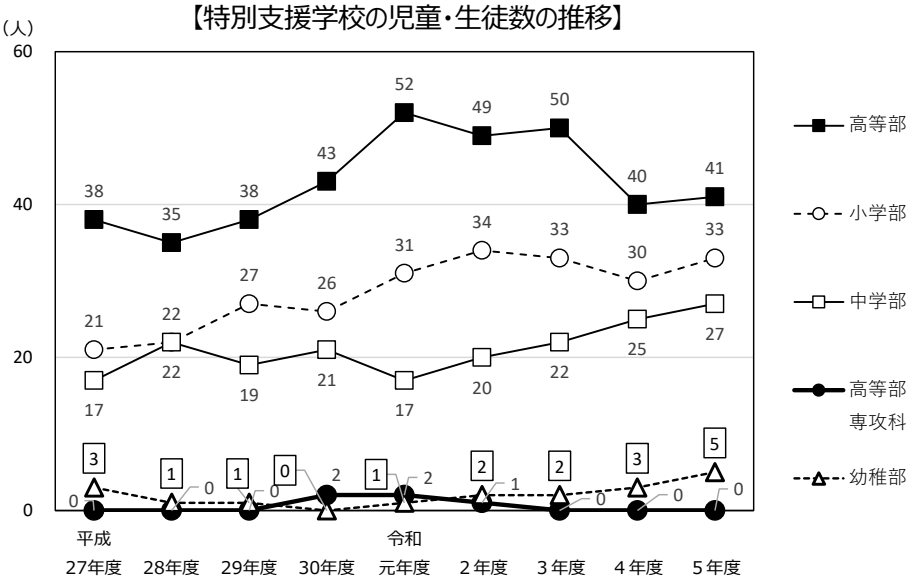

	年度								
	平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年
幼稚部	3	1	1	0	1	2	2	3	5
小学部	21	22	27	26	31	34	33	30	33
中学部	17	22	19	21	17	20	22	25	27
高等部	38	35	38	43	52	49	50	40	41
高等部専攻科	0	0	0	2	2	1	0	0	0
総数	79	80	85	92	103	106	107	98	106

資料：埼玉県資料（各年度５月１日現在）

[9] 特別支援学校：学校教育法で規定された心身障害児を対象とする学校。視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

7．障害者福祉に関するアンケート調査結果

本計画の策定にあたり、障害者の生活状況や市の施策に対するご意見などを伺うために「障害者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。今回の調査では、障害者本人に加え、家族・支援者にも、障害当事者の立場に立った回答を依頼しています。

調査の概要と主な結果は次のとおりです。

（1）調査の概要

項　目	内　容
調査期間	令和５年２月24日（金）から令和５年３月24日（金）
調査の対象者	①　障害当事者（本人） 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、指定難病医療受給者証・自立支援医療（精神通院）受給者証所持者、障害児通所支援事業利用者のうち、無作為に抽出された2,000人の方 ②　家族･支援者 上記の障害当事者のご家族・支援者（2,000名）
調査方法	郵送による調査票の配布･回収
回収数	①　853件（回収率　42.7%） ②　665件（回収率　33.3%）

※以下の主な結果の中の「N」は、各設問への回答者数を示しています。

（2）主な結果

■これまでに判定･診断された障害の種類

本人の回答では「身体障害」が58.3%と最も多く、次いで「精神障害」が18.2%、「発達障害」が14.2%、「知的障害」が12.5%、「難病」が9.1%となっています。

家族･支援者の回答でも「身体障害」が52.9%と最も多くなっていますが、「発達障害」については18.2%と本人の回答よりも3.8ポイント多くなっています。

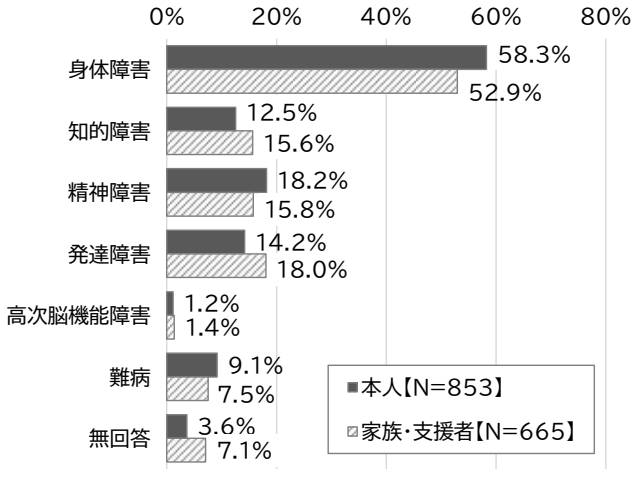

■回答者の年齢

身体障害は高齢層が多く、「70 歳代」と「80 歳代」を合わせると５割を超えています。
知的障害は若年層が多く、「10 歳未満」と「10 歳代」を合わせると５割を超えています。
精神障害は中年層が多く、「40 歳代」と「50 歳代」を合わせると５割を超えています。

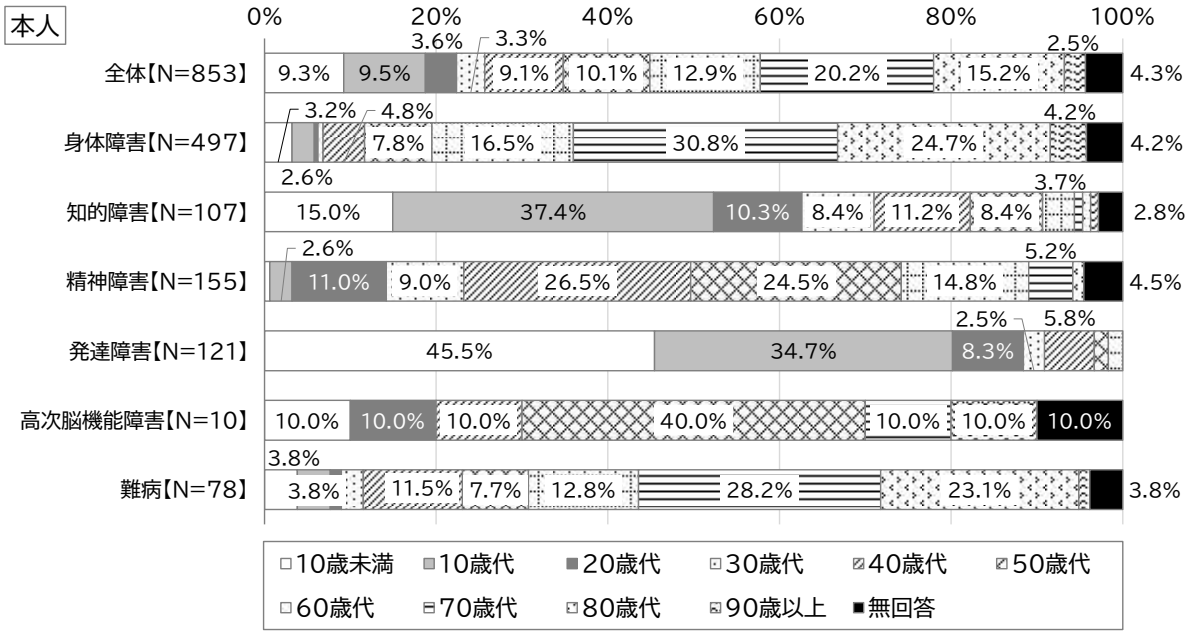

■障害者総合支援法、児童福祉法、介護保険法による福祉サービスの利用状況

福祉サービスを「利用している」割合は、全体では 34.5%ですが、発達障害では 71.9%、知的障害では 60.7%と他の障害よりも多くなっています。

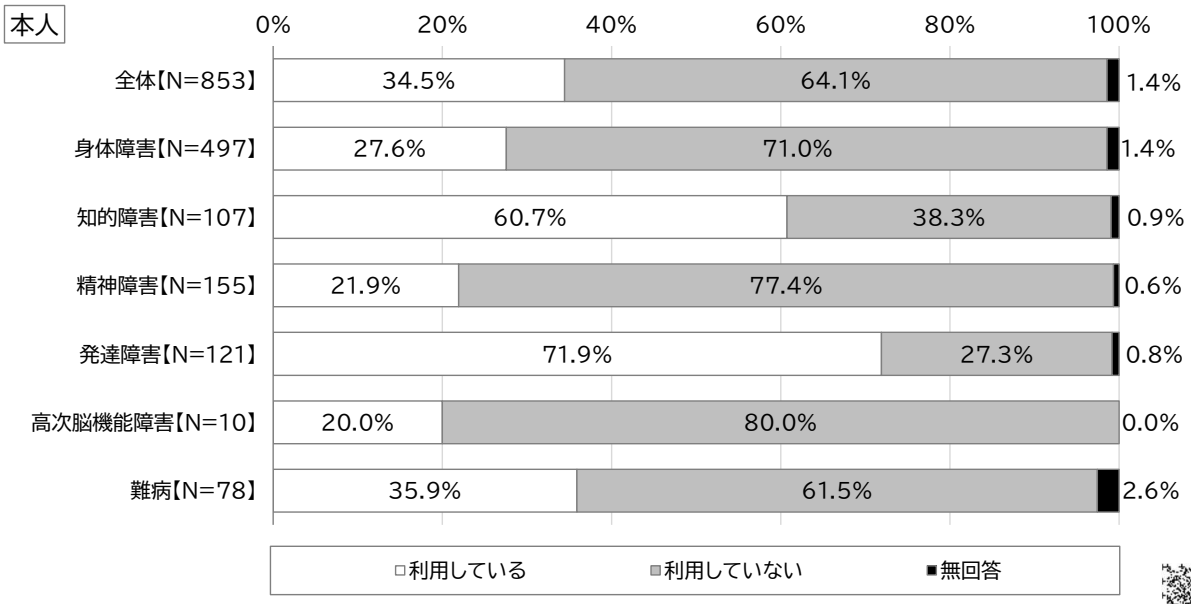

■利用している福祉サービス

利用している福祉サービスは、すべての障害で「生活介護、福祉作業所、放課後等デイサービスなど通所による福祉サービス」が最も多くなっていますが、「身体障害」、「精神障害」、「難病」では「ホームヘルパーの派遣を受けるなど在宅における福祉サービス」も２割から３割を超えて多くなっています。

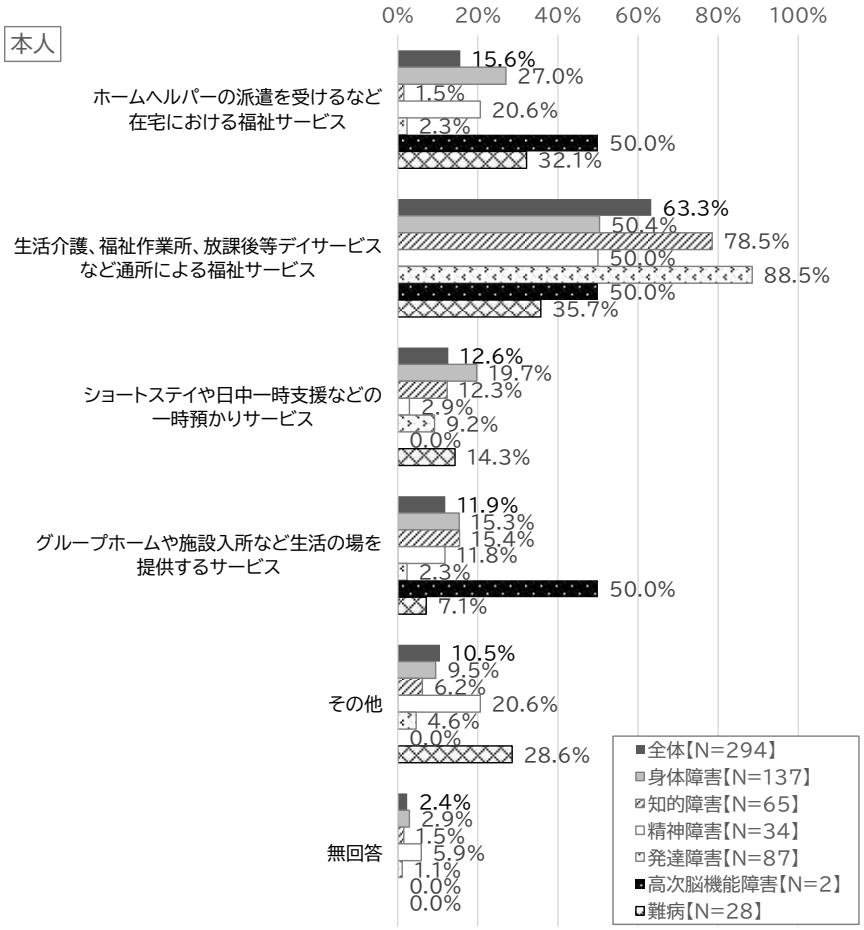

本人が「その他」に記載した主な内容では、「医療費補助」、「福祉用具レンタル」、「学習支援」、「タクシー券」などがあります。

■今後の暮らし方についての考え

今後の暮らし方については、本人と家族・支援者の考えはほぼ一致しており、「今と同じように暮らしたい」は本人が84.3%、家族・支援者は84.4%、「暮らし方を変えたい」は本人が10.3%、家族・支援者は9.3%となっています。

障害別でみると、すべての障害で「今と同じように暮らしたい」が最も多くなっていますが、精神障害、高次脳機能障害[10]では「暮らし方を変えたいと考えている」が本人、家族・支援者ともやや多くなっています。

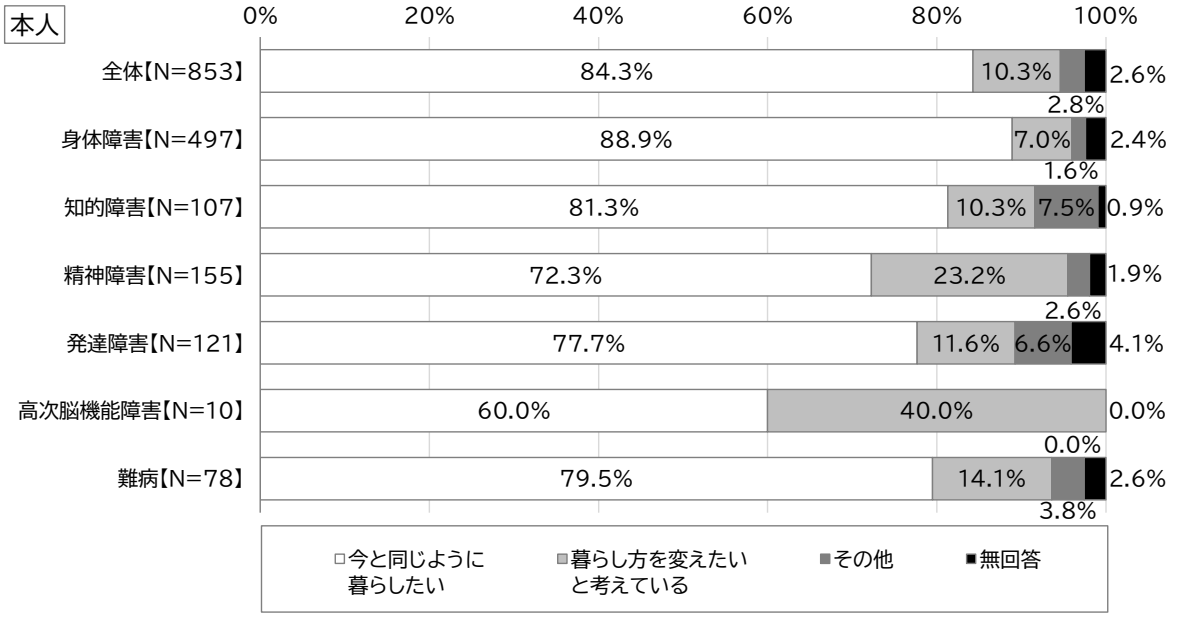

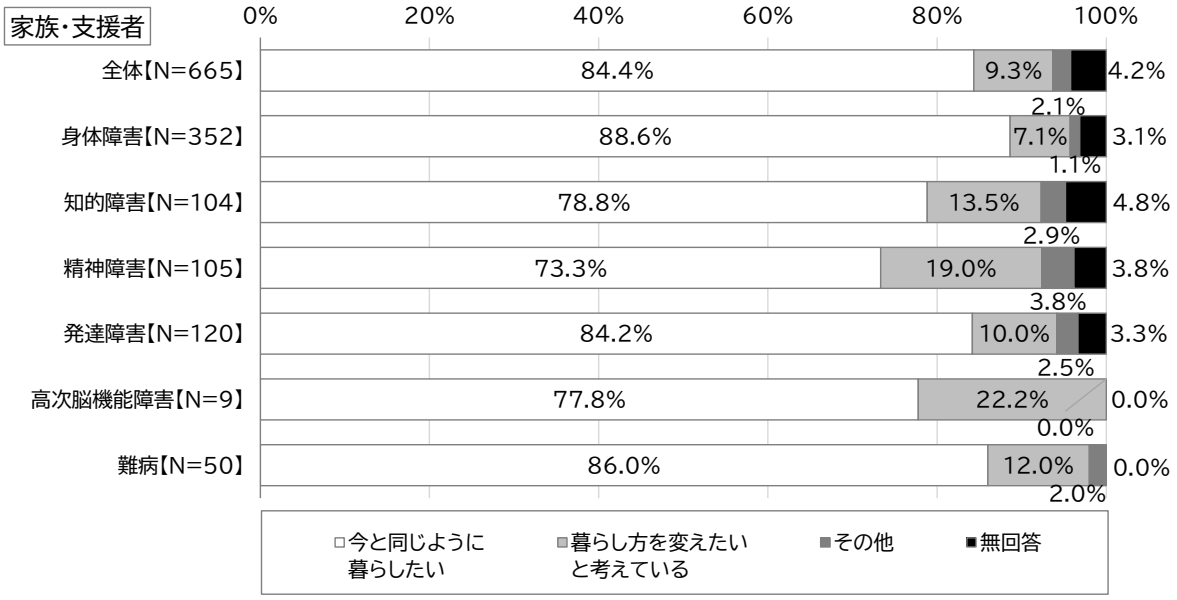

[10] 高次脳機能障害：ケガや病気により脳に損傷を負い、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語症等の症状により、日常生活又は社会生活に制約がある状態という。

■「暮らし方を変えたい」人が希望する今後の暮らし方

今後の暮らし方についての本人の希望は、すべての障害で「家族等と一緒に暮らしたい（結婚などにより新しい家族と一緒に暮らす場合を含む）」が最も多くなっていますが、知的障害と発達障害は「一人で暮らしたい」も「家族等と一緒に暮らしたい」と並んで最も多くなっています。

一方、家族・支援者の回答をみると、身体障害は「施設で暮らしたい」、知的障害は「グループホームで暮らしたい」と「施設で暮らしたい」、精神障害は、「家族等と一緒に暮らしたい（結婚などにより新しい家族と一緒に暮らす場合を含む）」、発達障害は「一人で暮らしたい」がそれぞれ最も多く、今後の暮らし方についての具体的な希望は、本人と本人の立場にたっての家族・支援者とで大きなかい離がみられています。

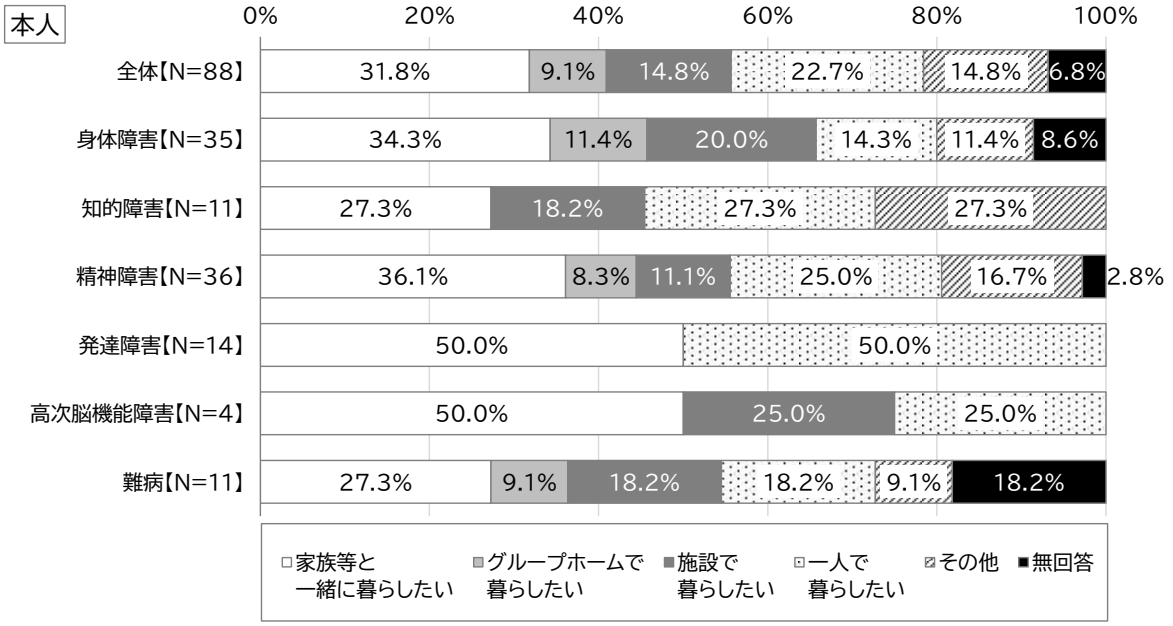

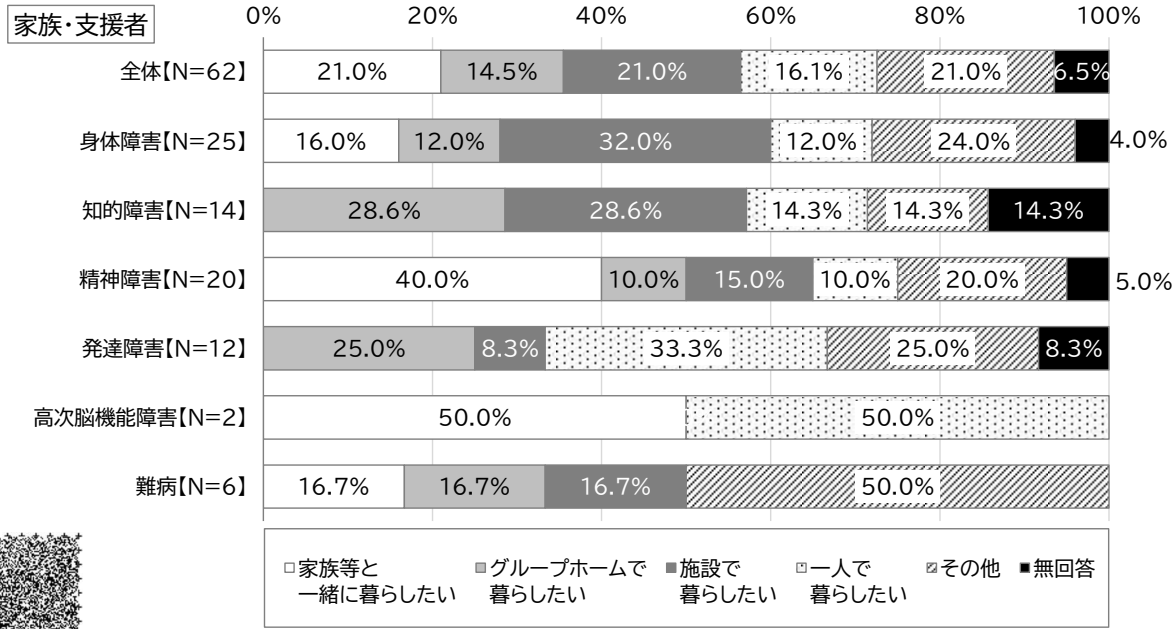

■日常生活での手助け、支援を主に誰から受けているか

日常生活での手助け、支援を受けている人は、身体障害と難病は「配偶者」、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害は「父母」が最も多くなっています。

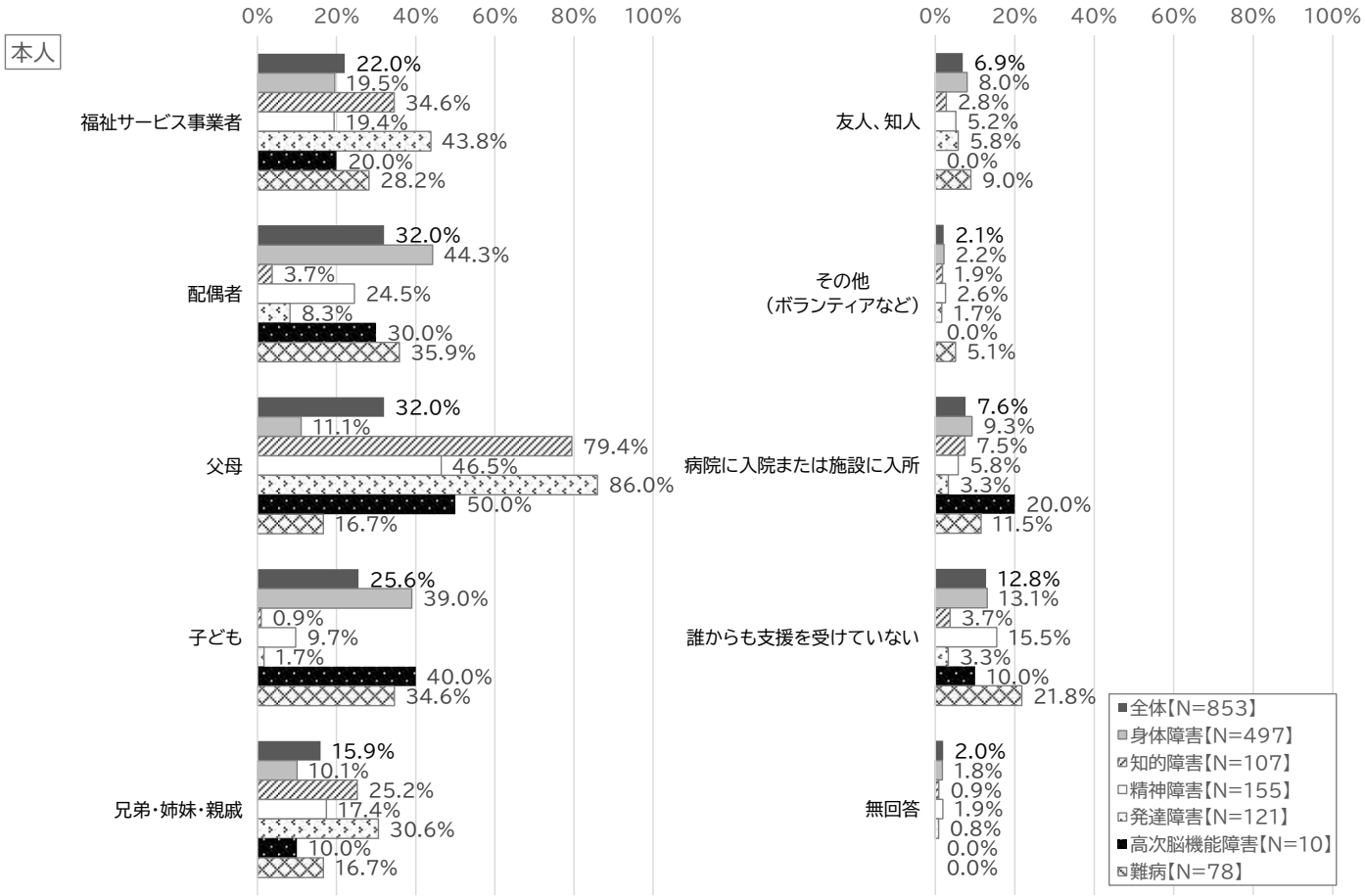

■外出のときに手助け、支援が必要か

普段外出をするときに手助け、支援が必要かについて障害別でみると、身体障害、精神障害、高次脳機能障害、難病は「一人で外出できる」、知的障害、発達障害は、「いつも手助けが必要」が、それぞれ最も多くなっています。

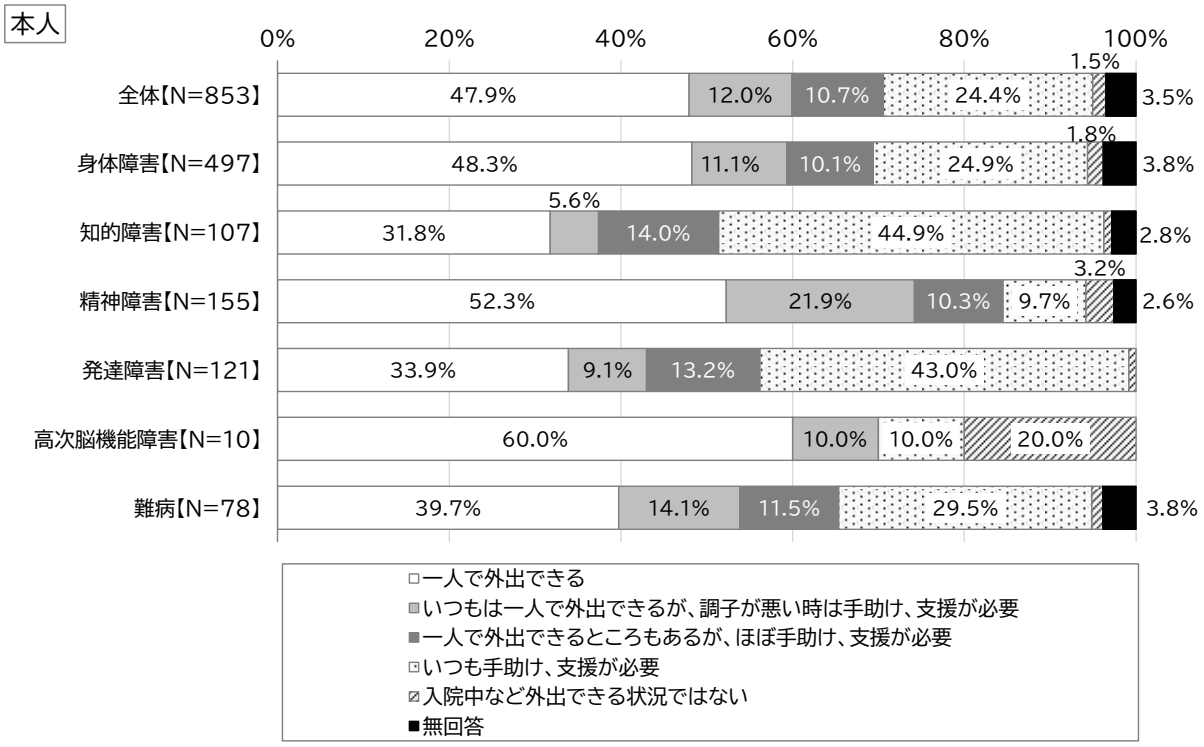

■日常生活で困ったときの相談先（複数回答）

日常生活で困ったことがあったときの相談先は、すべての障害で「家族・親戚」が最も多く、次いで多いのは、身体障害、精神障害、難病では「医療機関（病院、診療所、歯科医院など）」、知的障害は「福祉サービスを提供している事業者や福祉施設」、発達障害は「教育機関（学校、教育センターなど）」で、高次脳機能障害は「行政機関（市役所、市の出先機関、保健所など）」が「家族・親戚」と同率となっています。

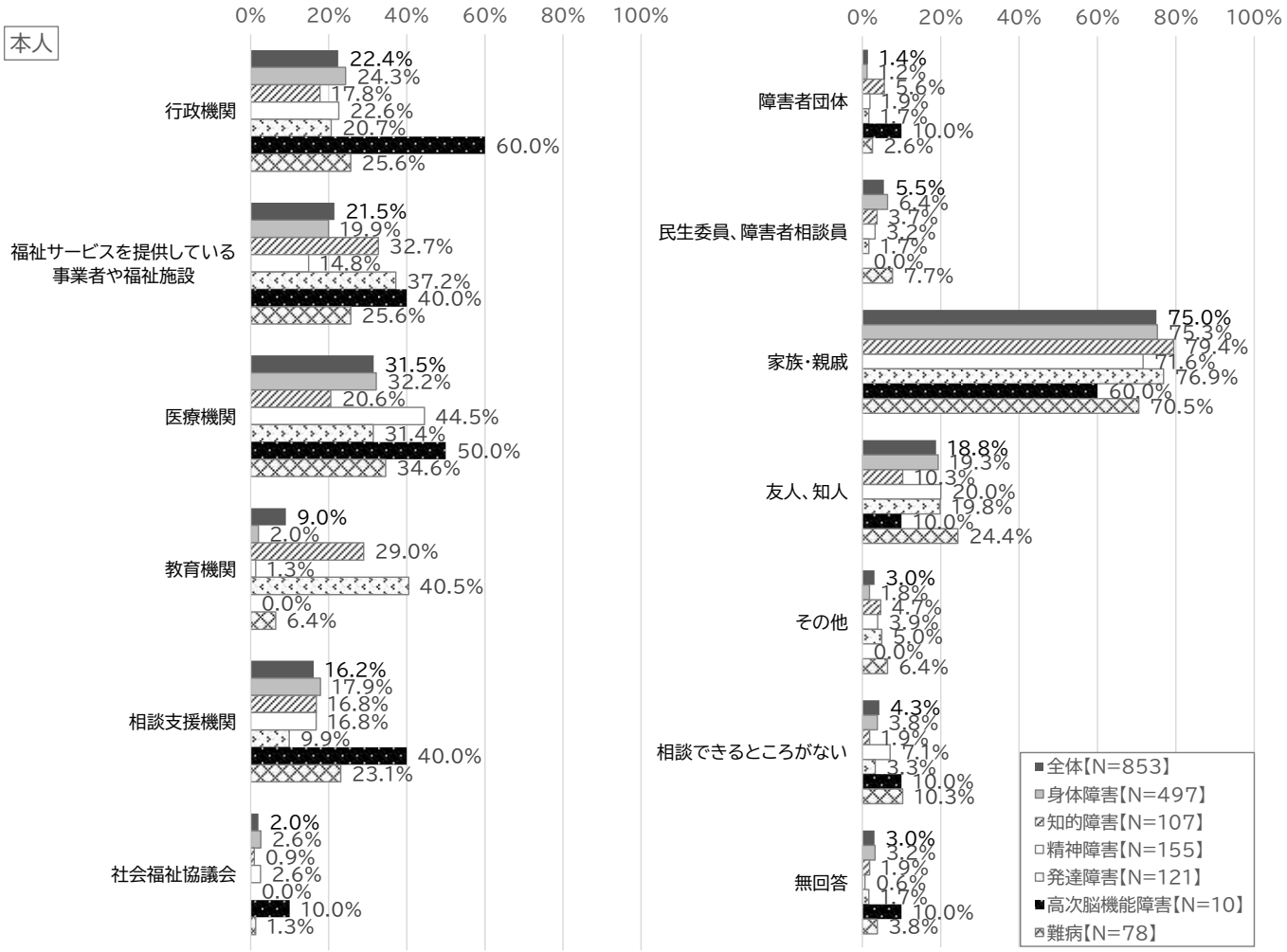

■就労の状況

就労（福祉的就労含む）の状況を障害別でみると、「就労している」は、知的障害、精神障害、高次脳機能障害で全体の割合よりも高く、特に「知的障害」は、就労していない人よりも就労している人のほうが多くなっています。

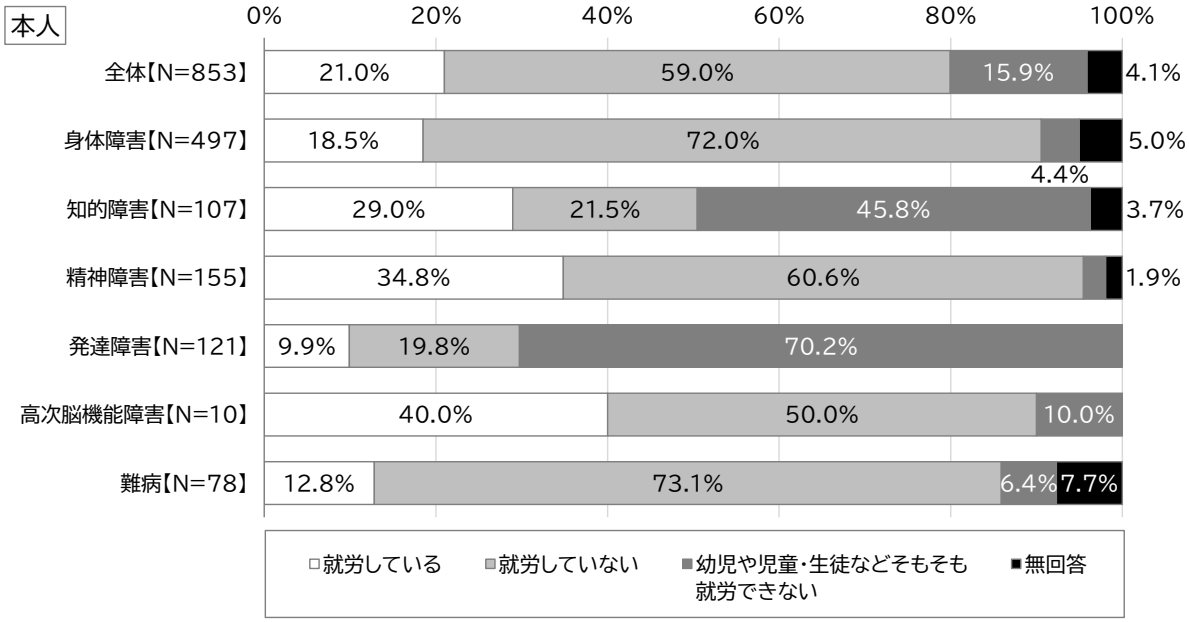

■就労している人の就労形態

就労形態を障害別でみると、難病を除くすべての障害で、「正社員以外（アルバイト、パート、契約社員）」が最も多く、「難病」は「正社員」が最も多くなっています。

また、「知的障害」、「精神障害」、「発達障害」では、「就労継続支援Ｂ型事業所に通所」が２割から３割となっています。

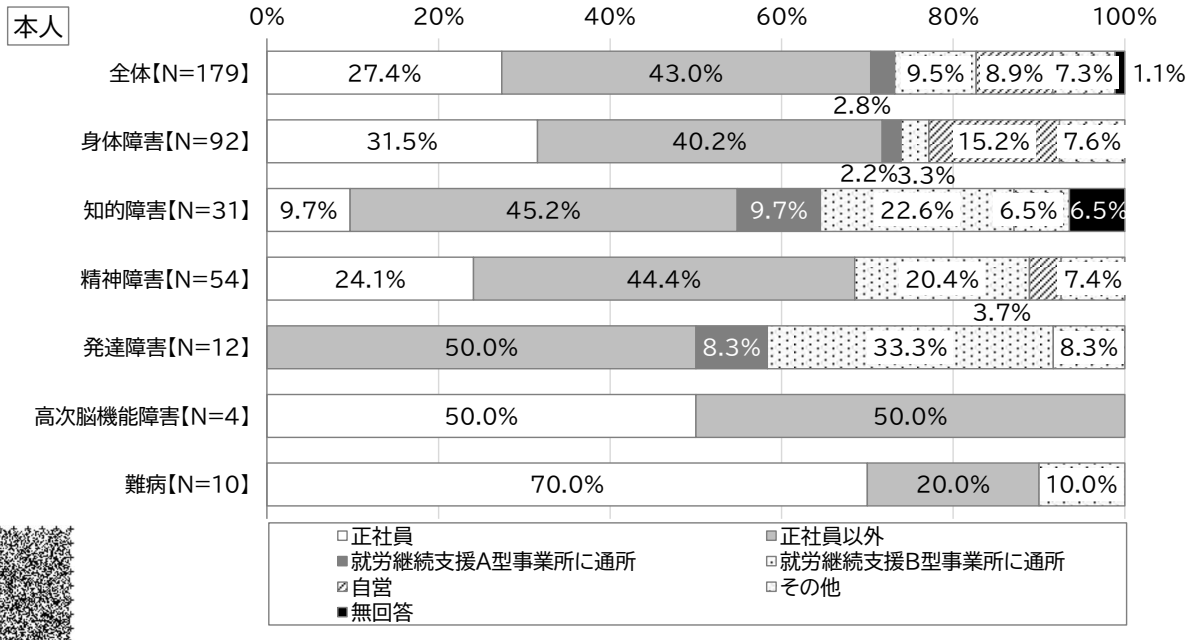

■就労している人の就労に関する心配ごと

就労について主に心配なことは、「生活できるだけの収入がない」が 32.4%と最も多く、次いで「体調が不安定になってしまう」が 16.8%、「人間関係を円滑に進めることが難しい」が 10.1%となっています。

障害別でみると、「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」、「発達障害」では「生活できるだけの収入がない」、「高次脳機能障害」は「人間関係を円滑に進めることが難しい」、「難病」は「体調が不安定になってしまう」が、それぞれ最も多くなっています。

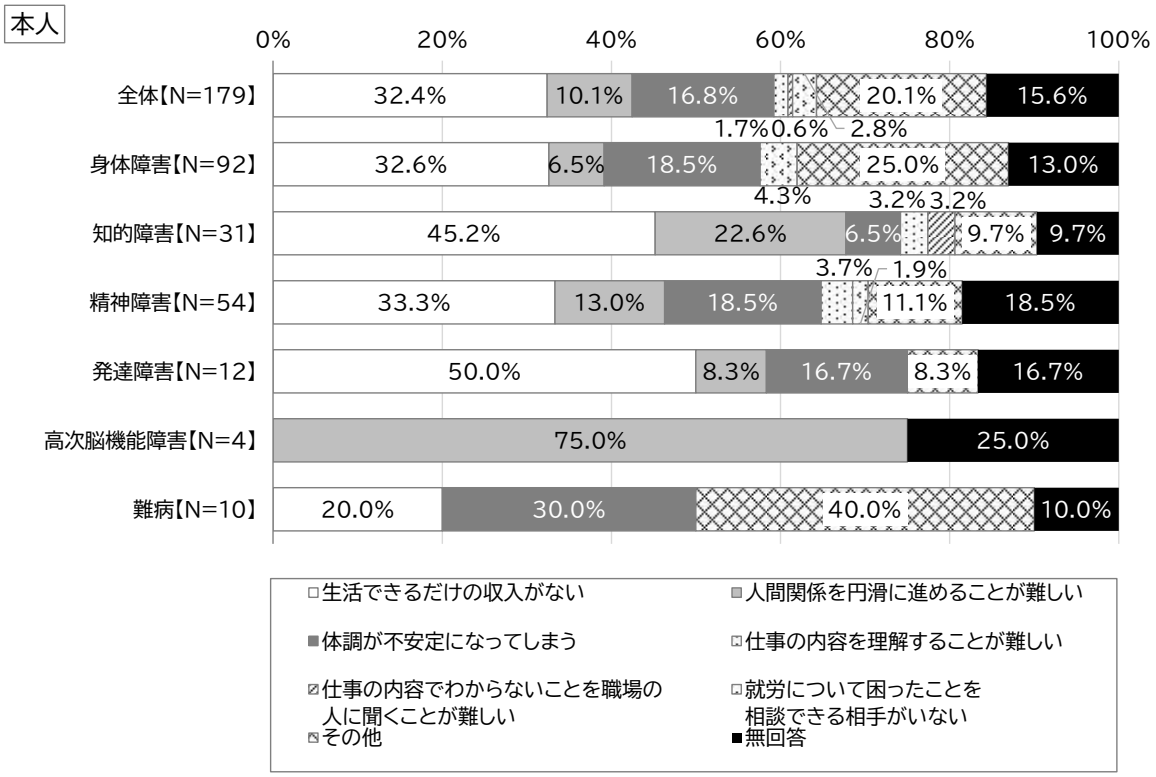

本人が「その他」に記載した主な内容では、「通院が多く仕事を休みがち」、「パソコンの操作と専門知識が薄い」、「帰りの交通手段が不便」などがあります。

■障害が理由で情報の取得や意思疎通を図る上で困ったことの有無

情報の取得や意思疎通を図るうえで、障害が理由で困ったことの有無を障害別でみると、知的障害と発達障害の５割近く、高次脳機能障害の４割、精神障害の４割弱の人が「困ったことがある」と回答しています。

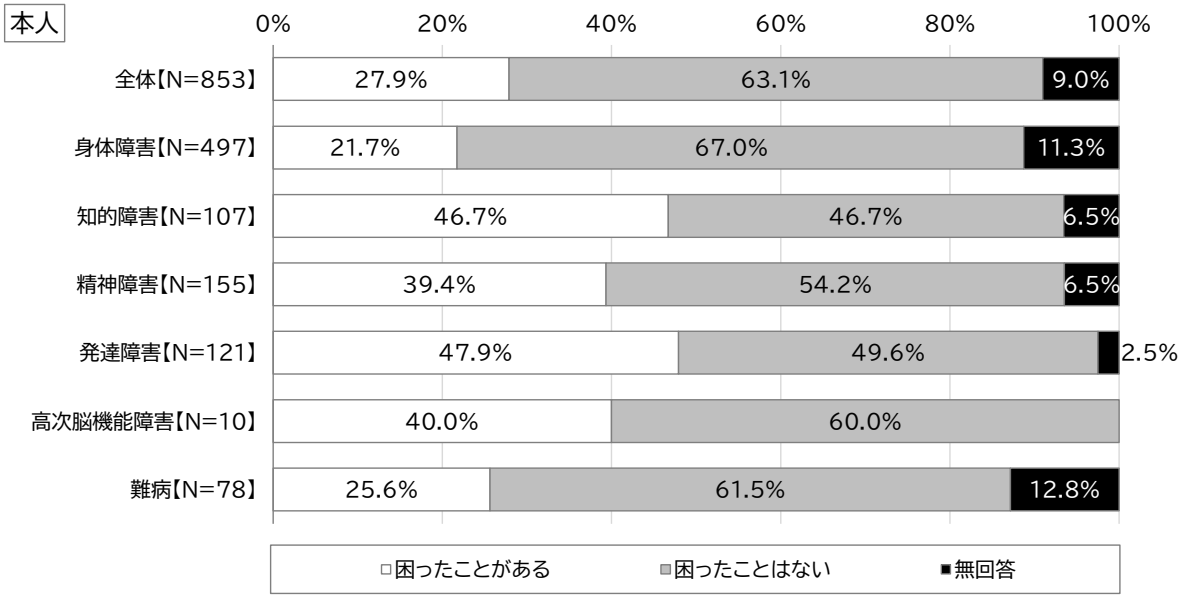

■情報の取得や意思疎通を図る上で困った場面（複数回答）

情報の取得等で困った場面を障害別でみると、身体障害、精神障害、難病は「医療機関」、知的障害は「お店」、発達障害は「学校」がそれぞれ最も多くなっています。

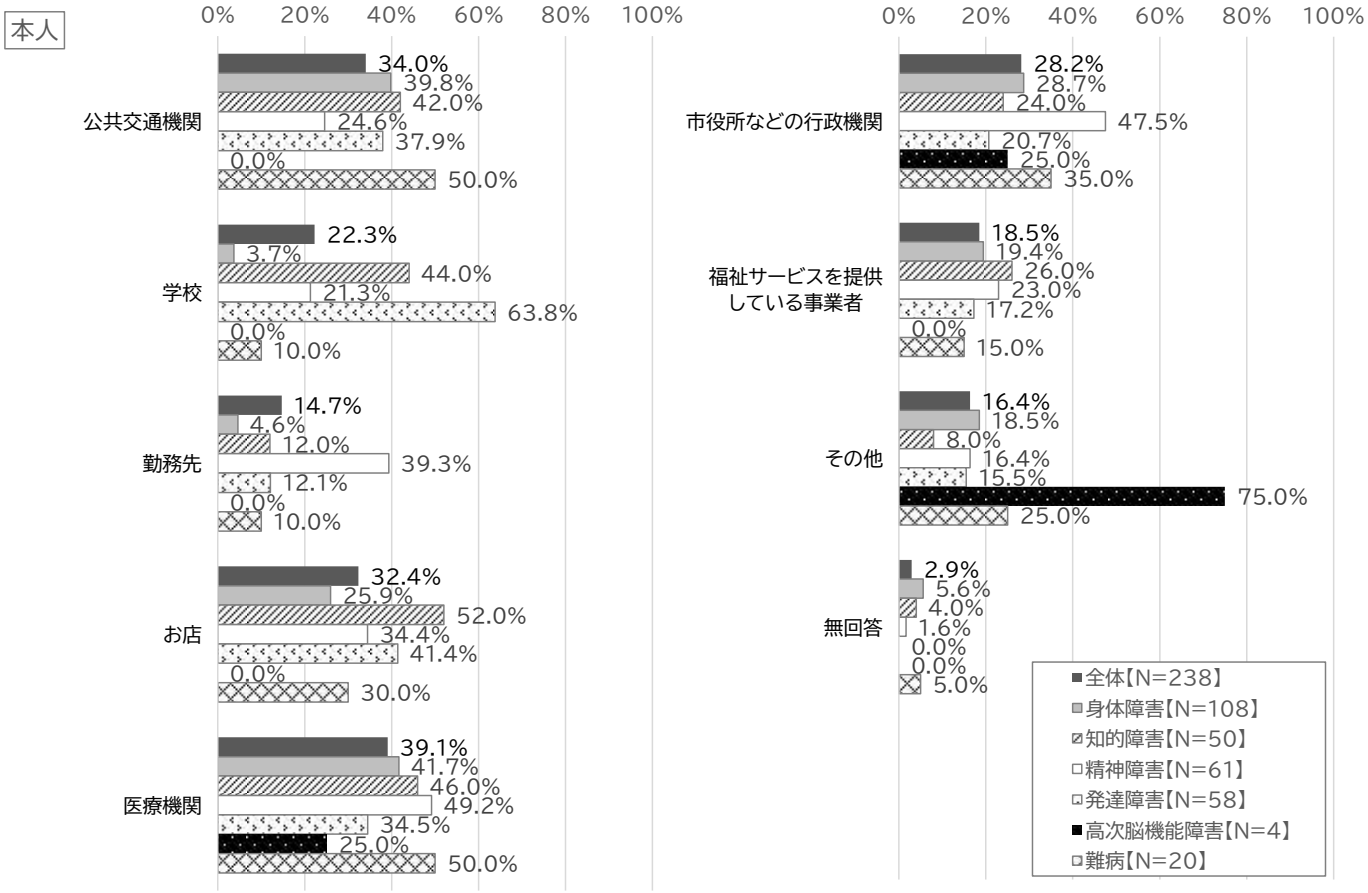

本人が「その他」に記載した主な内容では、「家庭内」、「救急車」、「電話」などがあります。

■この１年で運動･スポーツ（1 回あたり 30 分程度以上）を行った頻度

この１年間の運動・スポーツ・レクリエーション（１回あたり３０分程度以上）の頻度を障害別でみると、「身体障害」、「精神障害」、「高次脳機能障害」、「難病」は「ほとんどしない」、「知的障害」、「発達障害」は「ほぼ毎日」が、それぞれ最も多くなっています。

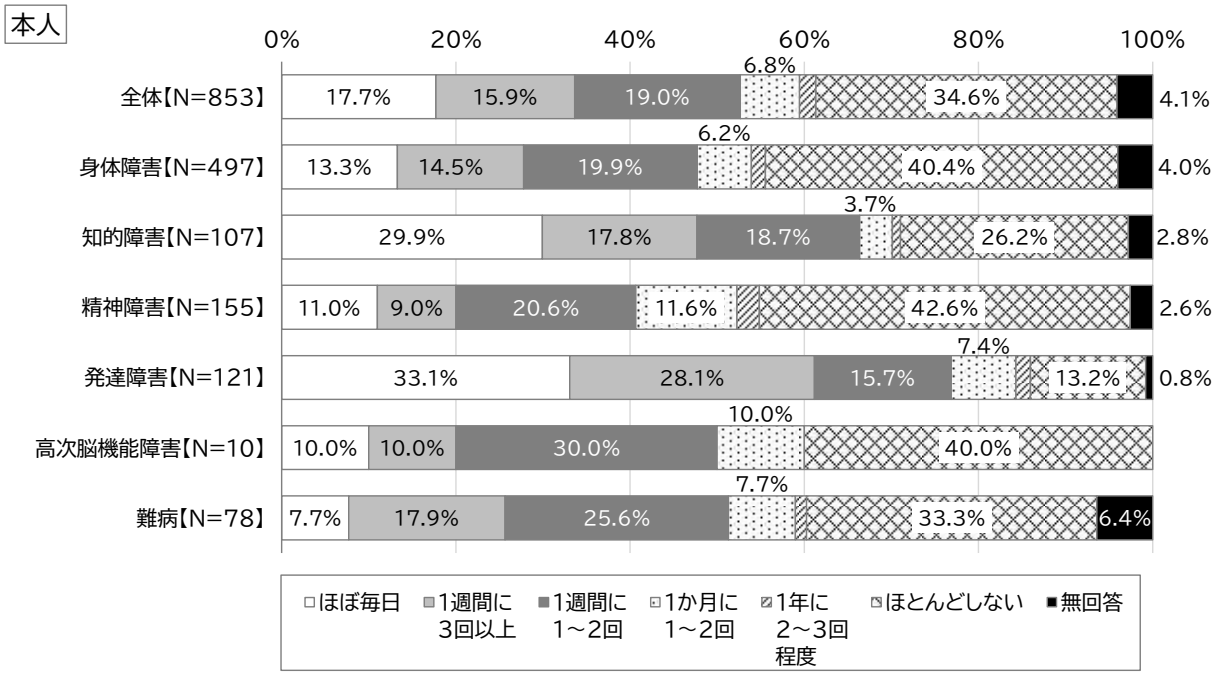

■この１年で障害を理由に嫌な思いをした経験の有無

嫌な思いをした経験が「ある」本人は全体では 14.9%ですが、高次脳機能障害は 30.0%、精神障害は 29.0%、発達障害は 22.3%と、他の障害よりも多くなっています。

一方、家族・支援者の全体では 11.3%と本人の回答よりも少なく、精神障害は 12.8 ポイント、高次脳機能障害では 7.8 ポイント、本人のほうが家族・支援者よりも多くいやな思いをしていると回答しています。

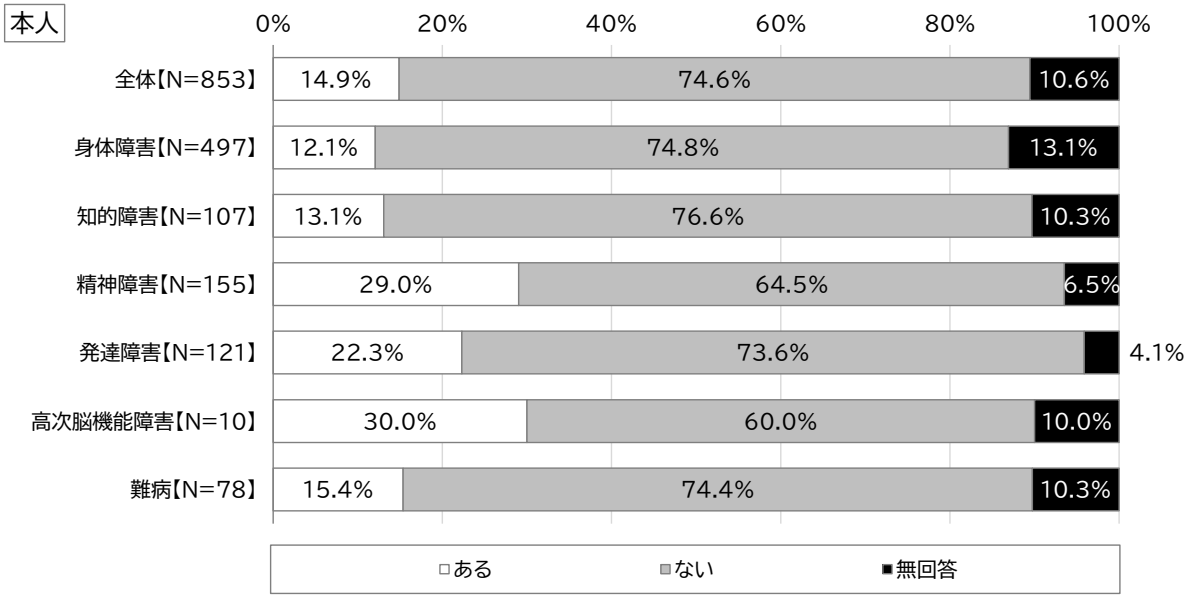

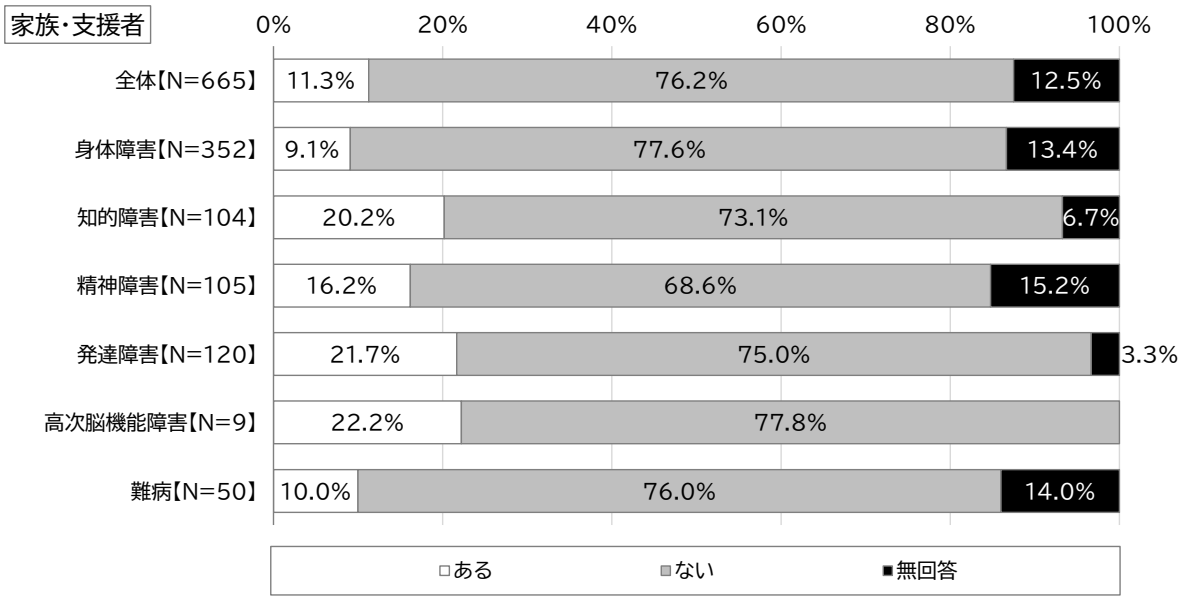

■嫌な思いをしたときの相談先（複数回答）

嫌な思いをしたときの相談先は、すべての障害で「家族・親戚」が最も多く、次いで多いのは、身体障害、精神障害は「医療機関（病院、診療所、歯科医院など）」、知的障害は「行政機関（市役所、市の出先機関、保健所など）」と「教育機関（学校、教育センターなど）」、発達障害と難病は「福祉サービスを提供している事業者や福祉施設」となっています。

また、身体障害、知的障害、精神障害、難病で「相談しなかった」が２割から３割、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害で「相談できるところがなかった」が１割から２割近くいます。

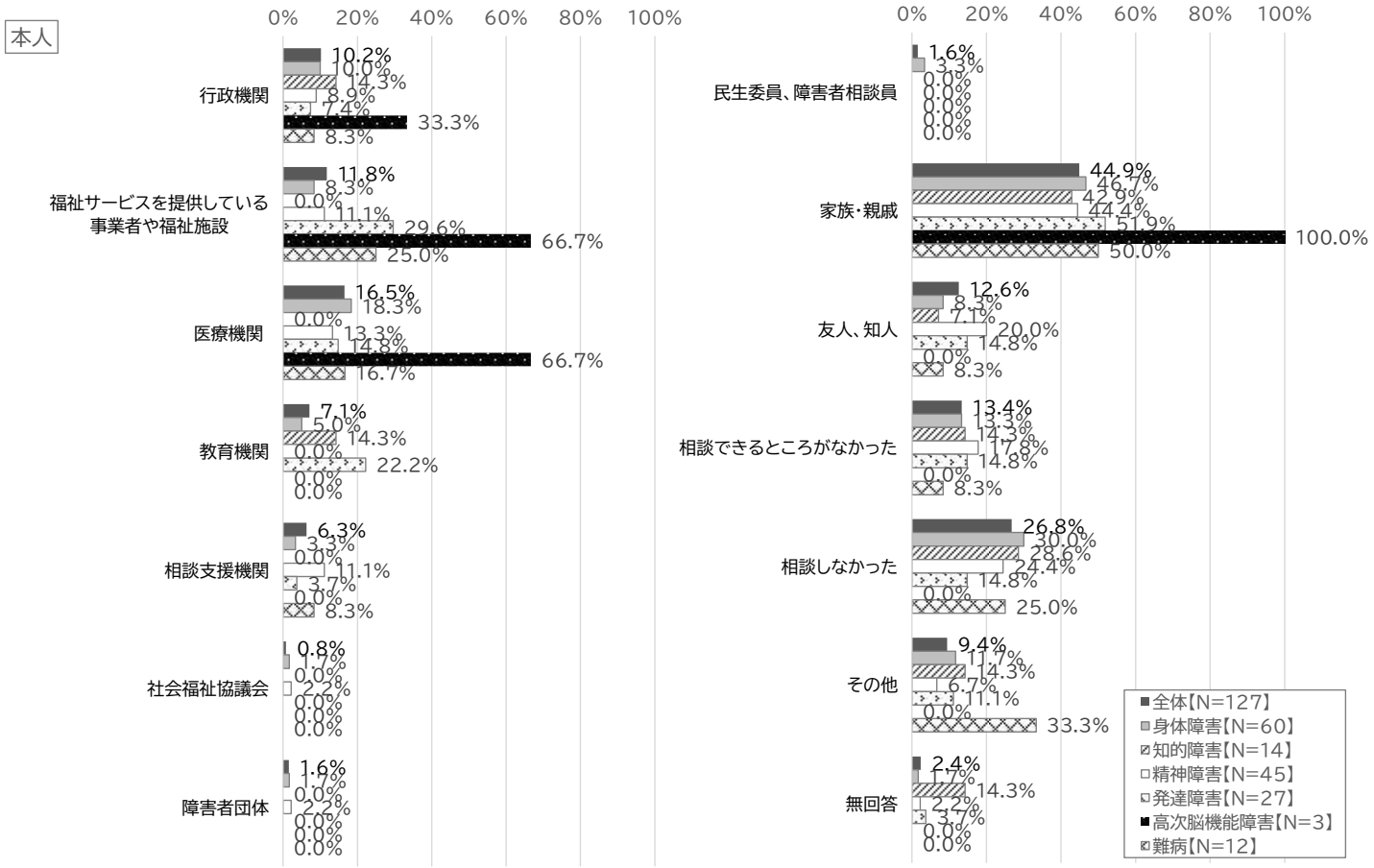

本人が「その他」に記載した主な内容では、「職場の上司」、「派遣先」、「年金事務所」、「どこに（相談）していいかわからない」などがあります。

■この１年で障害による困りごとについてよい対応を受けうれしかったことの有無

この１年間に、障害による困りごとについて、よい対応を受け、うれしかったことの有無では、「ある」が14.4%、「ない」が70.0%となっています。

障害別でみると、「ある」は高次脳機能障害が 30.0%、難病が 23.1%と他の障害よりも多くなっています。

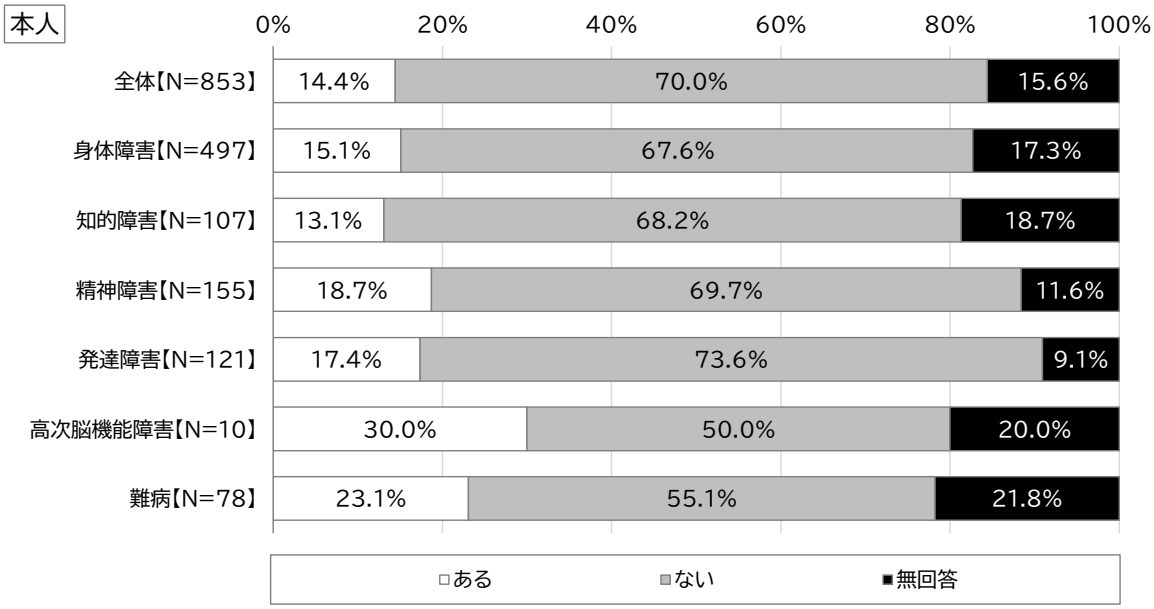

８．前期計画の推進状況

（１）令和５（2023）年度に向けた数値目標の達成状況

「坂戸市障害者計画・坂戸市障害福祉計画（第６期）・坂戸市障害児福祉計画（第２期）」において設定した以下の７項目に関する数値目標について、その達成状況は次のとおりとなっています。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績値	備考
地域生活移行者数	５人	０人	令和５（2023）年度末までに施設入所からグループホーム、一般住宅等の地域生活へ移行する人の数

② 精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	実績値	備考
協議の場の開催回数	１回	１回	令和５（2023）年度において、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数
協議の場への関係者の参加者数	８人	７人	令和５（2023）年度において、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	１回	１回	令和５（2023）年度において、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標値	実績値	備考
年１回以上の運用状況の検証の実施	１回	１回	令和５（2023）年において、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上の運用状況を検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	実績値（※）	備考
令和５（2023）年度の一般就労移行者数	13 人	４人	令和５（2023）年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の数
令和５（2023）年度の一般就労移行者数	12 人	２人	令和５（2023）年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する人の数
令和５（2023）年度の一般就労移行者数	１人	２人	令和５（2023）年度において、就労継続支援 A 型を通じて一般就労に移行した人の数
令和５（2023）年度の一般就労移行者数	２人	０人	令和５（2023）年度において、就労継続支援Ｂ型を通じて一般就労に移行した人の数
令和５（2023）年度の一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	12 人（８割）	０人	令和５（2023）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用した人数（割合）（12/15 人）
就労定着率が８割以上の事業所数	1（10 割）	0	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所数（割合）（1/1）

※令和５（2023）年６月末現在の実績

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績値	備考
児童発達支援センターの設置数	１箇所	１箇所	令和５（2023）年度末の児童発達支援センターの設置数
保育所等訪問支援事業所の設置数	２箇所	４箇所	令和５（2023）年度末の保育所等訪問支援事業所の設置数
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	１箇所	０箇所	令和５（2023）年度末の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数
医療的ケア児[11]支援のための関係機関等の協議の場の設置	有	有	令和５（2023）年度末における医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置の有無
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有	有	令和５（2023）年度末における医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無

[11] 医療的ケア児：医師による「医療行為」とは区別される、たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族等が日常的に行っている医療的介護行為（医療的ケア）を必要とする児童を医療的ケア児と呼ぶ。

⑥ 相談支援体制の充実

項目	目標値	実績値	備考
専門的な助言・指導件数	55 件	114 件	令和５（2023）年度における地域の相談支援事業者に対する専門的な助言・指導の件数 ※週１回程度での助言・指導を見込んだ件数
人材育成の支援件数	2 件	13 件	令和５（2023）年度における地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ※年２回の研修・事例検討会議を見込んだ件数
地域の相談機関との連携強化の取組	15 件	55 件	令和５（2023）年度における地域の相談機関との連携強化のための取組の実施件数 ※月１回程度の定例会を見込んだ件数

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標値	実績値	備考
県が実施する研修への参加人数	8 人	15 人	令和５（2023）年度における埼玉県が実施する研修への参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	有	有	令和５（2023）年度における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数	1 回	1回	令和５（2023）年度における障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果共有の実施回数

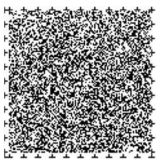

（２）令和３（2021）年度の取組状況

■新型コロナウィルスへの対応に伴う就労移行支援事業所等への臨時的な対応の実施

新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から、就労移行支援事業所等において、臨時的な在宅でのサービス提供について柔軟な取扱いを実施しました。

■坂戸市立勝呂福祉作業所への自動水栓及び避難梯子等の設置

新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から、非接触タイプのセンサー式自動手洗い水栓へ交換し、感染の予防を図りました。また、避難梯子を設置し、勝呂福祉作業所職員の火災時の安全確保を図りました。

■視覚障害者支援講習会（代読代筆支援講習会）の映像講習の実施

視覚障害者支援講習会（代読代筆支援講習会）の実施方法を映像講習に変更し、新型コロナウィルス感染症拡大防止を図りつつ、代読代筆支援の基本的技術の普及を図りました。

（３）令和４（2022）年度の取組状況

■坂戸市介護施設等における物価高騰対策支援補助金の交付

電気・ガス等の物価の高騰の影響を受けている障害福祉サービス等を運営する事業者に対し、経費の一部を坂戸市介護施設等における物価高騰対策支援補助金として交付することにより、介護施設等を運営する事業者及びその利用者の負担の軽減を図りました。

■重度心身障害者医療費支給事業における県内医療機関窓口払いの無料化

重度心身障害者医療費について、窓口払いを不要とする医療機関を県内全域へと拡大し、重度心身障害者の負担軽減を図りました。

■坂戸市障害者等日常生活用具給付事業の対象者拡大

本事業で給付している紙おむつ等について、３歳未満の重度心身障害児も新たに給付対象とするよう対象者の範囲を拡大しました。

■坂戸市手話言語条例推進方針の制定

坂戸市手話言語条例に基づき、手話への理解及び手話の普及の促進に関する施策等を総合的にかつ計画的に推進するために坂戸市手話言語条例推進方針を制定しました。

■手話言語のためのブルーライトアップイベントの実施

市民への手話への理解及び手話の普及の促進を図るため、「手話言語の国際デー」に合わせ、東武鉄道及び坂戸市聴力障害者の会とともに、坂戸駅においてブルーライトアップイベントを実施しました。

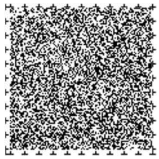

■「１分で学べる手話動画」の制作

手話の普及の促進を図るため、障害者週間に合わせて、聴覚障害者の当事者団体である坂戸市聴力障害者の会とともに、日常生活で使える手話単語を学ぶ手話動画を制作しました。

（４）令和５（2023）年度の取組状況

■坂戸市福祉タクシー利用券の利用枚数の変更

重度心身障害者等の社会生活圏の拡大を図るため、タクシー１回の乗車につき使用できる坂戸市福祉タクシー利用券の枚数を１枚から２枚に増やしました。

■坂戸市難聴児補聴器購入費助成事業における助成範囲の拡大

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の修理費用の一部についても助成対象としました。

■手話言語施策推進懇談会の設置
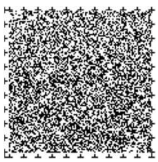
坂戸市手話言語条例推進方針に基づき、坂戸市聴力障害者の会及び手話通訳者等とともに手話言語に係る施策を推進するため、坂戸市手話言語施策推進懇談会を設置しました。